

# 第2期 田原市障害者計画

第4期 田原市障害福祉計画

素案

平成27年1月



---

# 市章

---



## 市章デザインの主旨

緑豊かな「渥美半島」を黄緑色、「澄んだ空と美しい海」を青い横縞で市が目指す田園都市をイメージしました。また、中央の円は「三河湾」で調和、全体の形は半島の矢印により活力・前進を表し、うるおいと活力が共生する新都市をイメージしています。

平成 17 年 10 月 1 日制定

---

# 市民憲章

---

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたこのまちに誇りをもち、互いの心がふれ合い、明るい未来が展望される郷土を築くため、この憲章を定めます。

自然を愛し、水と緑のやすらぎのある美しいまちをつくりましょう。

心と体をきたえ、健康で明るい生きがいのあるまちをつくりましょう。

教養を深め、文化のかおり高い心豊かなまちをつくりましょう。

互いに助け合い、安心で安全な暮らしやすいまちをつくりましょう。

勤労を尊び、活気あふれる伸びゆくまちをつくりましょう。

平成 17 年 10 月 1 日制定

## 目次

---

関係法の変遷とその背景 .....	1
<b>I 基本的な考え方 .....</b>	<b>2</b>
1 計画の趣旨 .....	3
(1) 田原市障害者計画について .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の基本理念 .....	5
4 計画の策定体制 .....	6
5 基本的な視点 .....	7
6 計画の体系 .....	8
<b>II 障害のある人を取り巻く状況 .....</b>	<b>10</b>
1 田原市の人口構造 .....	11
2 身体障害のある人の状況 .....	12
3 知的障害のある人の状況 .....	13
4 精神障害のある人の状況 .....	13
5 難病患者の状況 .....	15
6 障害のある人の就労の状況 .....	16
(1) 豊橋公共職業安定所に登録している障害のある人の状況 .....	16
(2) 障害者雇用の状況 .....	17
(3) 障害者雇用率の推移 .....	17
6 障害福祉サービス利用者の状況 .....	18
(1) 障害福祉サービスの支給決定者数の推移 .....	18
(2) 障害支援区分認定者の内訳 .....	19
<b>III 分野別施策 .....</b>	<b>20</b>
1 生活支援 .....	21
(1) 相談支援体制の充実 .....	21
(2) 福祉サービスの充実 .....	25
(3) 障害児支援の充実 .....	48
(4) サービスの質の向上 .....	53
(5) 人材の育成と確保 .....	54

2	保健・医療	56
(1)	医療機関等との連携	56
(2)	障害者の健康づくりに関する取組み	57
(3)	こころの健康に関する取組み	59
(4)	障害者の医療に関する取組み	59
3	教育・文化・芸術・スポーツ	60
(1)	インクルーシブ教育に関する取組み	60
(2)	切れ目ない支援体制の構築	60
(3)	文化芸術、スポーツ振興に関する取組み	61
4	就労・雇用	62
(1)	障害者雇用の促進	62
(2)	福祉的就労環境の充実	63
5	生活環境	64
(1)	障害者に配慮したまちづくりの推進	64
(2)	情報を得やすくするための取組み	66
(3)	行政サービスにおける配慮	67
6	安心安全	68
(1)	防災対策の推進	68
(2)	防犯対策の推進	69
(3)	消費者被害の防止	69
7	差別解消・権利擁護	70
(1)	障害者差別解消の推進	70
(2)	虐待の防止の推進	71
(3)	権利擁護の推進	72
8	広域連携	73
(1)	東三河広域連合（仮称）との連携	73
(2)	東三河南部圏域との連携	73
(3)	福祉先進地との連携	73
<b>IV</b>	<b>推進体制</b>	<b>74</b>
1	推進体制の確保	75
(1)	推進に関する連携協力体制の確保	75
(2)	広報・啓発活動	75
<b>V</b>	<b>参考資料</b>	<b>76</b>
1	田原市障害者自立支援協議会設置要綱	77
2	用語解説	81

# 関係法の変遷とその背景

障害福祉に関する法制度は、障害者基本法の改正をはじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）の施行、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）の公布等、近年大きく様変わりしています。また、これらの法の施行や改正に伴い、児童福祉法や公職選挙法、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）等幅広く関係法律も改正されています。

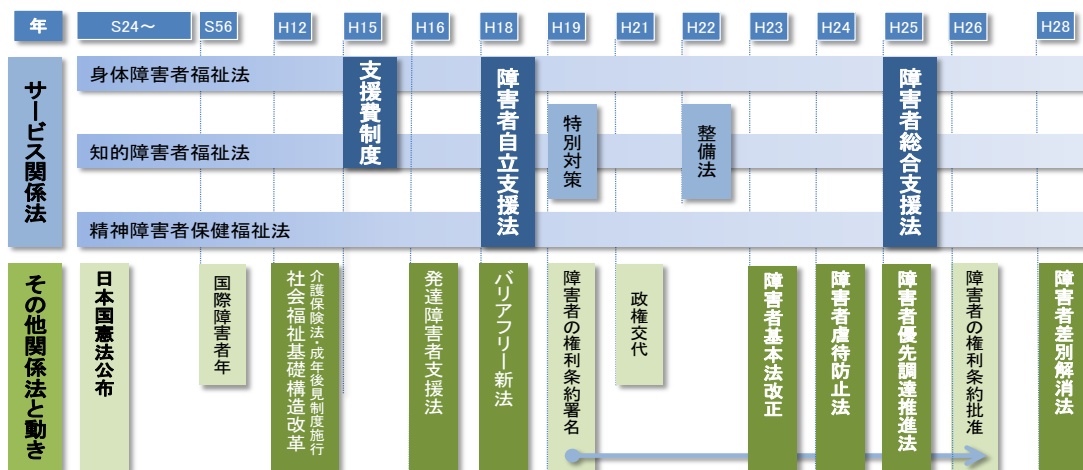
この大きな変化の背景の一つとして、わが国が平成 19 年に署名した、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた取組みが挙げられます。（平成 26 年 2 月に批准）

この条約は、障害のある人の権利及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約です。

そのため、国全体で障害のある人の権利を守る取組みや、権利に関する理解促進を図っていく必要があります。

国が定めた「障害者基本計画」は、基本原則を「地域社会における共生」や「差別の禁止」等としており、田原市においても、障害がある人の権利に関する理解が浸透し、差別や偏見のない、障害の有無にかかわらずあらゆる分野の活動に関する機会が確保された「共生のまち」の実現を目指す必要があります。

## 障害福祉施策と法の変遷



※法律名等は略称

# I 基本的な考え方

---

# 1 計画の趣旨

田原市は、「みんなが幸福を実現できるまち」をまちづくりの理念とし、市民の参加と協働の下、田原市総合計画の将来像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を目指し、総合的なまちづくりを進めています。

この将来像をノーマライゼーションの理念に基づいて実現していくために、「田原市障害者計画」を策定し、障害のある人もない人もいきいきと輝き、お互いのかかわりのなかで活力を身につける共生のまちづくりを進めます。

## (1) 田原市障害者計画について

- 田原市障害者計画は、障害者基本法 第 11 条 第 3 項に定められた「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。） 第 88 条に定められた「市町村障害福祉計画」を一体的に策定します。
- 障害者計画では、平成 27 年度から 29 年度までの田原市における障害福祉施策に対する基本的な理念や考え方、方針を定めます。
- 障害福祉計画では、現状における障害福祉サービス等の課題の整理、分析、評価を行います。また、それを踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組みの促進を数値化し、目標とします。

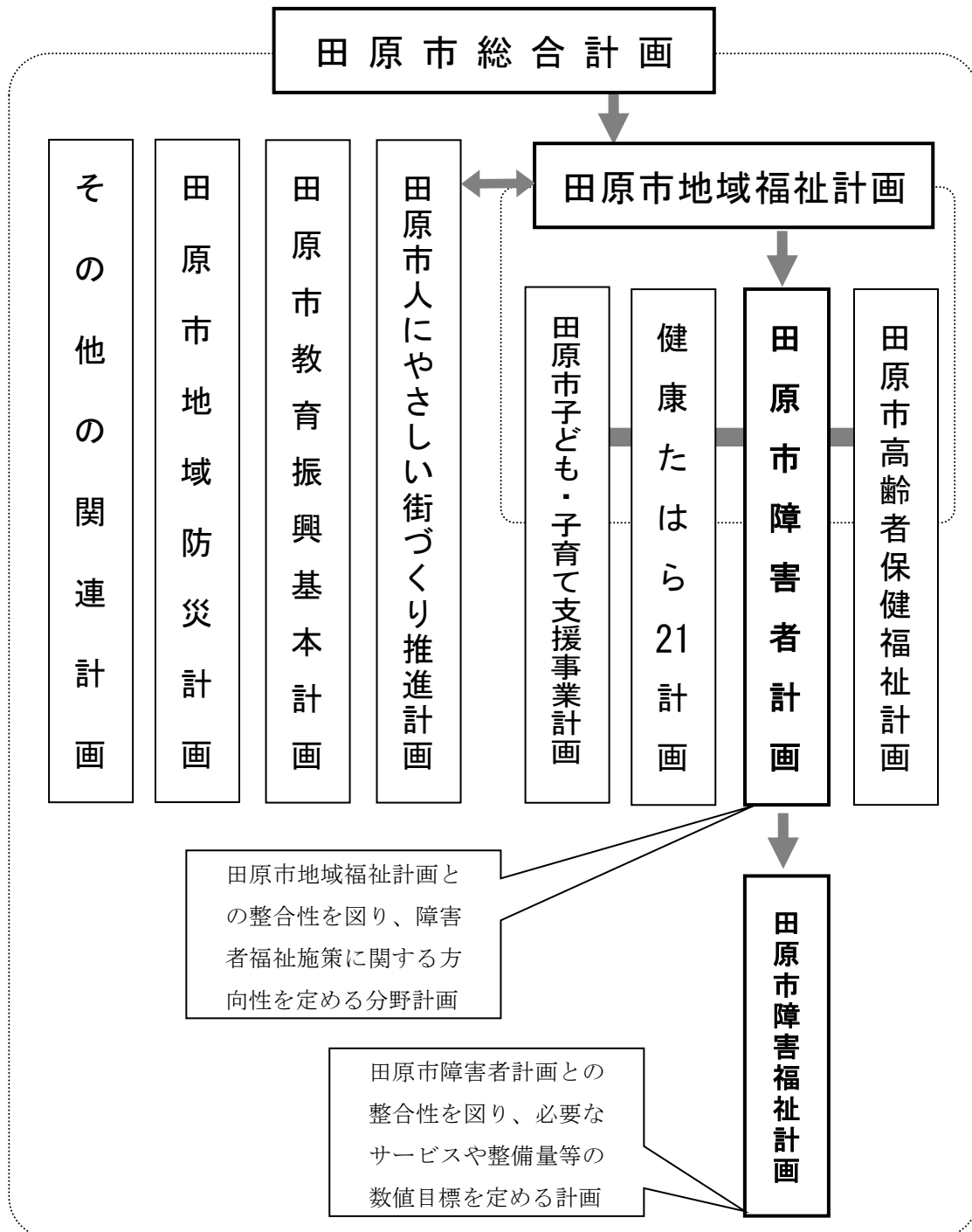
### 計画の期間

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
障害者計画	●次期計画策定	第 2 期障害者計画の推進			●次期計画策定	新計画
障害福祉計画	◎課題の整理 ◎国指針の提示 ●次期計画策定	第 4 期障害福祉計画の推進			●次期計画策定	新計画

## 2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「田原市総合計画」と「田原市地域福祉計画」や、高齢者福祉、子育て支援、健康等の福祉分野の関係計画、さらに都市整備や教育、防災等他分野の関連計画との整合性を図り、策定、推進していきます。

計画上の位置づけ





### 3 計画の基本理念

田原市障害者計画は、田原市総合計画の将来都市像である、「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を実現するため、分野ごとの施策の大綱と基本理念を定めています。

福祉分野の基本理念は「笑顔とやさしさの満ちあふれるまち」であり、その実現のためには、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送るための環境整備が必要です。また、障害の有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく共生社会の実現も求められています。

そのような現状を踏まえ、本計画の基本理念を、

## **お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち**

とし、推進を図ります。

参考：上位計画の基本理念等

田原市総合計画のまちづくりの理念

**みんなが幸福を実現できるまち**

田原市総合計画の将来都市像

**うるおいと活力のあるガーデンシティ**

田原市総合計画福祉分野の基本理念

**笑顔とやさしさの満ちあふれるまち**

地域福祉計画の基本理念

**みんなでつくる 笑顔とやさしさの満ちあふれるまち**

## 4 計画の策定体制

### 田原市障害者自立支援協議会での検討

計画の策定に当たっては、田原市障害者自立支援協議会の事務局会議や運営会議により、課題の整理、抽出を行い、全体会議での検討を経て計画の策定を行いました。

#### 検討内容

平成 26 年 7 月 24 日 全体会議開催（田原市障害者計画について、基本理念について）

平成 26 年 12 月 17 日 全体会議開催（田原市障害者計画案について）

平成 27 年 2～3 月頃 全体会議開催（田原市障害者計画の策定と推進について）

### 関係団体からの聞き取り

田原市障害者自立支援協議会委員からの意見のほか、田原市内当事者団体や障害福祉サービス事業所から出された意見等を計画に反映しました。

#### 聞き取り経過

平成 26 年 10 月 27 日 障害福祉サービス事業所等の今後の方針に関する報告会実施

平成 26 年 12 月 1 日 田原市聴覚障害者協会・手話通訳者からの聞き取り実施

### パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメント手続き（意見募集）制度により、障害のある人やそのご家族、市民の意見を把握します。

#### パブリックコメント実施方法

田原市役所、赤羽根市民センター、渥美支所、田原市中央図書館での閲覧、意見提出  
インターネットによる閲覧、意見提出

#### パブリックコメント実施期間

平成 27 年 1 月 9 日～2 月 10 日

### 市役所庁内ワーキング会議での検討

この計画を横断的な連携のもと策定及び推進するため、市役所内の関係部署により構成されたワーキング会議により素案の作成・検討を行いました。

#### 検討内容

平成 26 年 10 月 20 日 障害者計画策定に係る庁内ワーキング会議 開催

- ・ 障害者差別解消法について
- ・ 田原市障害者計画について
- ・ 障害者優先調達推進法について

## 5 基本的な視点

この計画は、障害のある人を取り巻く幅広い分野の施策について検討し、すべての分野において当事者の視点を取り入れることとします。以下の5つを基本的な視点として推進します。

### 自己決定の尊重と意思決定の支援 (わたしが選び、わたしが決める)

○障害があることによって生き方や選択肢が制限されることのない環境を作り、また、障害があることによって選択が困難とならないよう、選択しやすい環境を構築します。

### 当事者本位の総合的支援 (切れ目ない支援を行う)

○組織や制度等、障害のある人を取り巻く環境によってその方自身の生活が左右されることがないように、組織や関係者が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。

### 障害特性に配慮した支援 (障害の特性を理解しよう)

○それぞれの障害にある特性をはじめ、性別や年齢、障害の状態等に応じて個別に必要な支援ができる体制を構築します。

### バリアフリーの推進 (だれもが利用しやすく)

○障害のある人の活動を制限し、社会参加の機会を制約しているあらゆる事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフトとハードどちらもバリアフリー化を推進します。

### 総合的かつ計画的な取組の推進 (みんなで考え、みんなで進める)

○計画を効果的かつ効率的に推進するために、高齢者施策や子育て支援施策のほか関連するすべての施策との整合性を図るとともに、市民との協働により施策の展開を図ります。

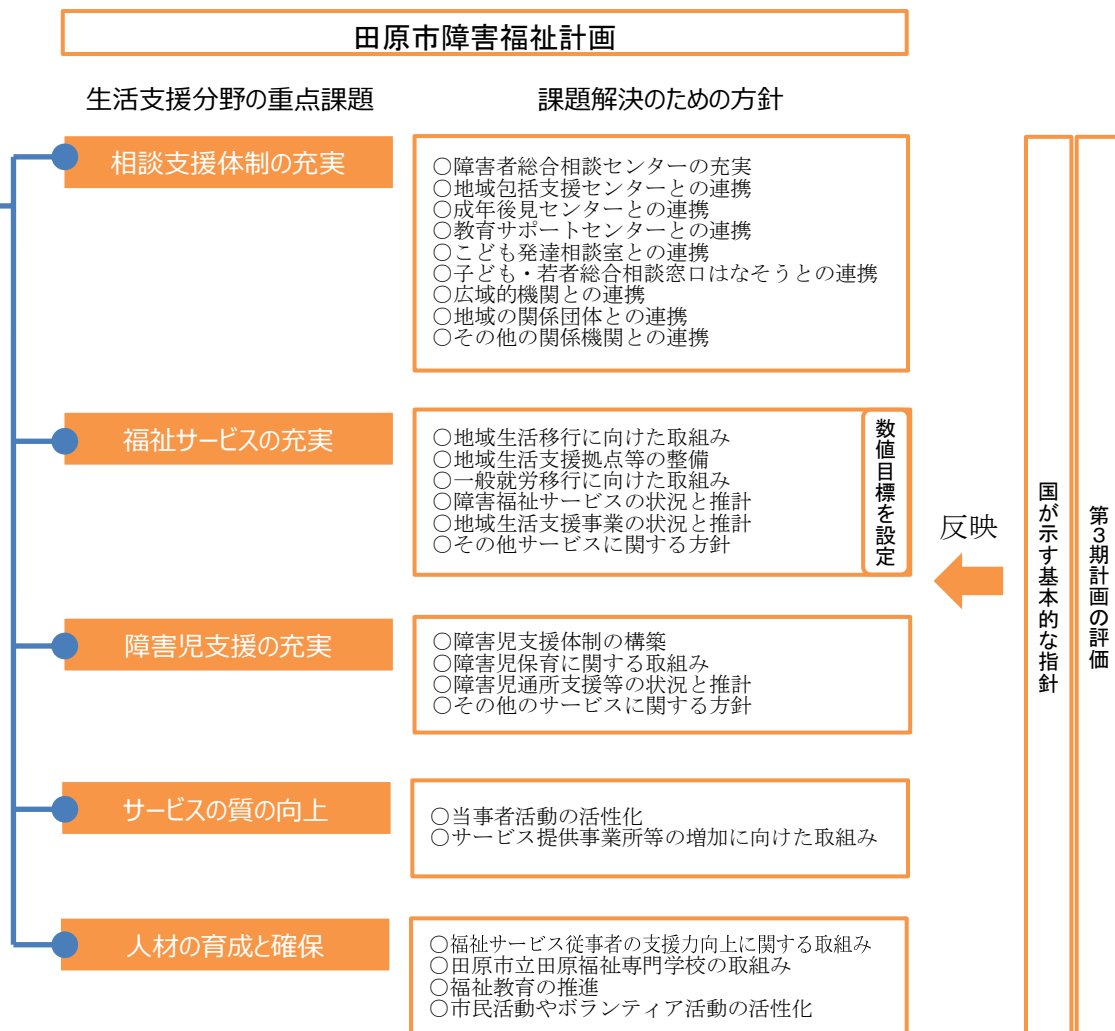
## 6 計画の体系

障害者計画については、基本理念である「お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち」を目指すため、障害のある人を取り巻く現状と課題や障害者基本法等の考え方に基づく新たな施策の内容を踏まえつつ、7つの「分野別施策」すべてに5つの「基本的な視点」を取り入れ、推進します。

### 計画の体系

田原市障害者計画					
基本理念	お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち				
5つの視点	わたしが選び、わたしが決める	切れ目ない支援を行う	障害の特性を理解しよう	だれもが利用しやすく	みんなで考え、みんなで進める
分野	分野別の重点課題	課題解決のための方針			
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援体制の充実</li> <li>●福祉サービスの充実</li> <li>●障害児支援の充実</li> <li>●サービスの質の向上</li> <li>●人材の育成と確保</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>障害福祉計画として位置づけ</b> (次ページ参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療と福祉の連携の推進</li> <li>○健康診査や健康相談等の充実</li> <li>○相談窓口の充実と周知啓発</li> <li>○医療費の負担軽減</li> <li>○障害児童生徒学校介助員に関する取組み</li> <li>○障害児教育の環境整備 ○教育支援の充実</li> <li>○特別支援学校等との連携</li> <li>○文化活動・スポーツ等への支援</li> <li>○図書館活用の支援 ○当事者団体への支援</li> <li>○就労移行支援事業所等との連携</li> <li>○就労支援機関との連携</li> <li>○障害者雇用に関する周知啓発</li> <li>○障害者就労施設等への優先調達の推進</li> <li>○バリアフリー化に関する取組み</li> <li>○市営住宅等の活用に関する取組み</li> <li>○グループホームの整備に関する取組み</li> <li>○公共交通等に関する取組み ○市街地の整備に関する取組み</li> <li>○意思疎通支援の充実 ○情報のバリアフリー化</li> <li>○行政窓口等における配慮 ○選挙等における配慮</li> <li>○避難行動要支援台帳の作成</li> <li>○避難行動支援体制の構築</li> <li>○情報伝達体制の整備</li> <li>○防災教育・訓練の充実</li> <li>○警察との連携</li> <li>○心配ごと相談等の充実 ○消費生活相談等の充実</li> <li>○障害者差別解消に関する周知啓発</li> <li>○障害者虐待防止センターの充実</li> <li>○成年後見センターとの連携</li> <li>○意思決定支援に関する取組み</li> </ul>			
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関等との連携</li> <li>●障害者の健康に関する取組み</li> <li>●こころの健康に関する取組み</li> <li>●障害者の医療に関する取組み</li> </ul>				
教育・文化芸術・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インクルーシブ教育に関する取組み</li> <li>●切れ目ない支援体制の構築</li> <li>●文化芸術、スポーツ振興に関する取組み</li> </ul>				
就労・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者雇用の促進</li> <li>●福祉的就労環境の充実</li> </ul>				
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者に配慮したまちづくりの推進</li> <li>●情報を得やすくするための取組み</li> <li>●行政サービスにおける配慮</li> </ul>				
安心安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対策の推進</li> <li>●防犯対策の推進</li> <li>●消費者被害の防止</li> </ul>				
権差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消の推進</li> <li>●虐待防止の推進</li> <li>●権利擁護の推進</li> </ul>				

また、生活支援分野を障害福祉計画と位置づけ、福祉サービス等の基盤整備を推進します。計画の策定に当たっては、第3期計画の評価と国から示される障害福祉サービス等の確保に関する基本的な指針を反映し、推進します。



参考：国の基本的な指針の主な改正内容（抜粋）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ○地域生活支援拠点の整備 | ○障害児支援体制の整備 |
| ○相談支援体制の充実強化 | ○計画の評価分析見直し |

## Ⅱ 障害のある人を取り巻く状況

---

# 1 田原市の人口構造

人口は、毎年減少しており、平成 26 年で 65,017 人となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成 26 年で 21,902 世帯となっています。

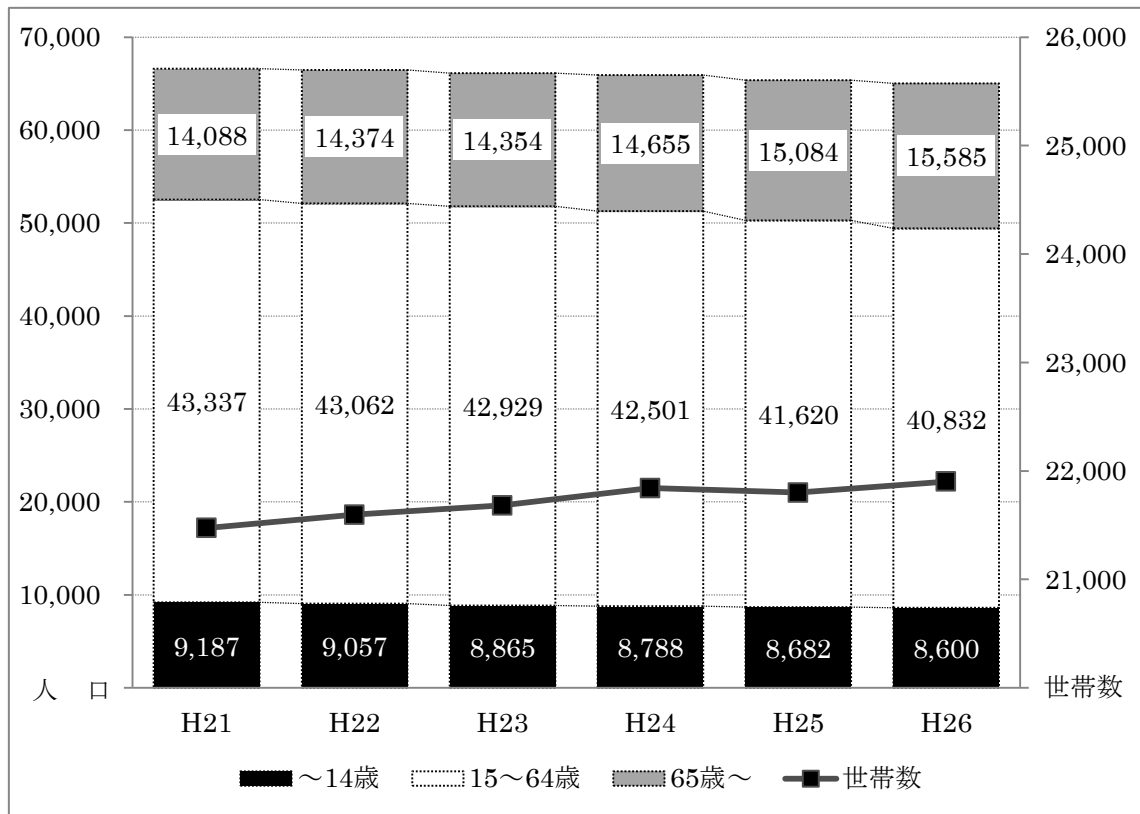
今後も人口全体は減少していくものの、単身世帯や核家族等、少人数で構成される世帯が増加していくと予想されます。

表:田原市の人口

年	人口	世帯数
平成 21 年	66,612 人	21,475 世帯
平成 22 年	66,493 人	21,597 世帯
平成 23 年	66,148 人	21,682 世帯
平成 24 年	65,944 人	21,842 世帯
平成 25 年	65,386 人	21,800 世帯
平成 26 年	65,017 人	21,902 世帯

参考：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図:田原市の人口



## 2 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成26年には2,041人となっており、年ごとに波はあるものの全体的にはわずかに減少しています。人口に占める割合は、各年ともに約3%となっており、人口の減少に伴い身体障害者手帳所持者も減少していると考えられます。

障害区分ごとに比較をすると、約半数が肢体不自由であり、加齢に伴い肢体不自由となった方や難聴となった方等、高齢の新規手帳取得者が新規取得者のうち高い割合を占めています。

表：身体障害者手帳所持者の推移

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	18歳未満	18歳以上	合計
平成21年	609人	395人	495人	360人	120人	169人	81人	2,067人	2,148人
平成22年	674人	373人	494人	357人	100人	149人	49人	2,098人	2,147人
平成23年	651人	351人	489人	347人	93人	142人	47人	2,026人	2,073人
平成24年	663人	341人	482人	366人	88人	135人	45人	2,030人	2,075人
平成25年	648人	348人	512人	378人	83人	125人	43人	2,051人	2,094人
平成26年	631人	341人	501人	366人	79人	123人	44人	1,997人	2,041人

表：主な障害区分別身体障害者手帳所持者の推移

年	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
平成21年	202人	261人	32人	1,065人	588人	2,148人
平成22年	178人	253人	30人	1,063人	623人	2,147人
平成23年	175人	242人	28人	1,031人	597人	2,073人
平成24年	169人	236人	27人	1,035人	608人	2,075人
平成25年	162人	230人	25人	1,047人	630人	2,094人
平成26年	149人	236人	25人	1,022人	609人	2,041人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）



### 3 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、徐々に増加しており、平成26年には397人となっています。18歳未満の方の療育手帳所持者については横ばいですが、18歳以上の方は年々増加しています。

表：療育手帳所持者の推移

年	等級別			18歳未満	18歳以上	合計
	A判定	B判定	C判定			
平成21年	169人	115人	94人	130人	248人	378人
平成22年	157人	94人	90人	91人	250人	341人
平成23年	157人	102人	93人	91人	261人	352人
平成24年	162人	104人	107人	101人	272人	373人
平成25年	171人	109人	115人	101人	294人	395人
平成26年	169人	106人	122人	94人	303人	397人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

### 4 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加し、平成26年では254人となっています。他の手帳に比べ、所持者数の伸び率が最も高くなっており、平成21年から平成23年の間は毎年10%以上の伸び率で増加していました。

近年では伸び率はやや低下したものの、毎年約5%増加しています。

また、自閉症、学習障害、その他の広汎性発達障害等により日常生活や社会生活に制限を受けている人もいるため、発達障害についても多くの市民に理解される必要があります。

表：精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

年	1級	2級	3級	合計
平成21年	13人	124人	29人	166人
平成22年	16人	145人	37人	198人
平成23年	19人	160人	41人	220人
平成24年	16人	157人	54人	227人
平成25年	20人	163人	58人	241人
平成26年	26人	179人	49人	254人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

## 第2期田原市障害者計画

豊川保健所が把握している田原市の自立支援医療の申請者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び措置・医療保護入院者等の把握状況を見ると、全体で940人となっており、平成23年の同時期と比較し、79人増加しています。

精神障害のある人は、精神障害者保健福祉手帳を交付されていなくても、自立支援医療を受けることができるため、手帳の交付申請に至らないことが多く、それに伴って潜在している人数も多くなっています。

年齢別に見ると、40～64歳が419人と最も多くなっており、次いで20～39歳が286人となっています。

疾患別に見ると、平成23年時点では統合失調症等が最多となっていましたが、気分(感情)障害が343人となり統合失調症等を上回っています。

また、把握者数の人口に占める割合も、平成23年時点の1.29%から1.44%と増加しています。

表：精神障害の把握状況(田原市分)

区 分	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
把握者数	37人	286人	419人	198人	940人
年齢別人口	12,075人	16,476人	21,291人	15,431人	65,273人
年齢別人口に対する割合	0.31%	1.74%	1.97%	1.28%	1.44%
気分(感情)障害	3人	118人	176人	46人	343人
統合失調症等	2人	95人	173人	65人	335人
てんかん	13人	25人	14人	0人	52人
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	2人	22人	18人	4人	46人
認知症等	血管性認知症	0人	0人	5人	5人
	アルツハイマー病認知症	0人	0人	4人	34人
	上記以外の症状性を含む器質性精神障害	0人	4人	13人	25人
心理的発達の障害	13人	11人	0人	0人	24人
依存症等	アルコール使用による精神及び行動の障害	0人	2人	7人	8人
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0人	1人	1人	1人
精神遅滞	0人	3人	3人	0人	6人
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	4人	0人	1人	0人	5人
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0人	3人	0人	0人	3人
成人の人格及び行動の障害	0人	1人	0人	1人	2人
その他	0人	0人	3人	2人	5人
不明	0人	1人	6人	7人	14人

資料：豊川保健所【愛知県精神把握状況表】(平成25年12月31日現在)

## 5 難病患者の状況

「難病」とは、明確に定義された言葉ではなく、一般的に、発病の仕組みが不明確で治療方法等が未確立であり、長期の療養を必要とする疾患に対して用いられる言葉です。

平成 24 年度から障害福祉サービス等の利用対象者に、このような難病患者等が加わり（国が指定した 130 疾病）サービスを利用できるようになりました。今後、対象疾病の拡大についても検討されており、障害者手帳所持の有無にかかわらず、あらゆる原因により社会的障壁のある人への必要な配慮や支援が提供できるよう、難病等についても市民に広く理解を求めていく必要があります。

表：愛知県特定疾患医療給付受給者数(田原市分)

疾患名	人数	疾患名	人数
ベーチェット病	8 人	後縦靭帯骨化症	6 人
多発性軟化症	6 人	ハンチントン病	2 人
重症筋無力症	6 人	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	12 人
全身性エリテマトーデス	23 人	ウエゲナー肉芽腫症	3 人
スモン	1 人	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	6 人
再生不良性貧血	3 人	多系統萎縮症	8 人
サルコイドーシス	6 人	膿疱性乾癬	1 人
筋萎縮性側索硬化症	4 人	原発性胆汁性肝硬変	4 人
強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	22 人	特発性大腿骨頭壊死症	9 人
特発性血小板減少性紫斑病	8 人	混合性結合組織病	3 人
結節性動脈周囲炎	4 人	特発性間質性肺炎	1 人
潰瘍性大腸炎	57 人	網膜色素変性症	15 人
大動脈炎症候群	2 人	バッド・キアリ症候群	1 人
ビュルガー病	5 人	慢性血栓塞栓性肺高血圧	1 人
脊髄小脳変性症	5 人	ライソゾーム病	1 人
クローン病	11 人	球脊髄性筋萎縮症	1 人
パーキンソン病関連疾患	28 人	間脳下垂体機能障害	4 人
		合計	277 人

資料：豊川保健所（平成 25 年度）

## 6 障害のある人の就労の状況

### (1) 豊橋公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

豊橋市と田原市管内の障害のある人の就労の状況については、障害の種別を問わず、就業中の人が増加しています。

表：豊橋公共職業安定所に登録してある障害のある人の状況

区分		H21	H22	H23	H24	H25
有効求職者	身体障害者計	410人	359人	349人	349人	420人
	視覚	16人	19人	19人	17人	17人
	聴覚、平衡、音声言語、そしゃく機能	71人	57人	55人	53人	54人
	上肢切断機能	75人	70人	75人	68人	90人
	下肢切断機能	95人	85人	88人	93人	111人
	体幹機能	46人	39人	39人	37人	44人
	脳病変による運動機能	1人	1人	2人	2人	3人
	内部機能	106人	88人	74人	79人	101人
	知的障害者	131人	125人	115人	97人	130人
	精神障害者	173人	182人	239人	253人	365人
その他障害者	9人	9人	3人	4人	5人	
就業中の者	身体障害者計	652人	689人	739人	789人	831人
	視覚	38人	39人	41人	45人	47人
	聴覚、平衡、音声言語、そしゃく機能	145人	150人	162人	176人	179人
	上肢切断機能	171人	174人	177人	184人	198人
	下肢切断機能	167人	172人	182人	186人	189人
	体幹機能	40人	44人	47人	54人	61人
	脳病変による運動機能	3人	3人	3人	3人	2人
	内部機能	88人	107人	127人	141人	155人
	知的障害者	467人	495人	525人	565人	597人
	精神障害者	70人	104人	139人	217人	249人
その他障害者	4人	5人	4人	4人	6人	

資料：豊橋公共職業安定所（各年度3月末）

**(2) 障害者雇用の状況**

豊橋市と田原市管内の障害者雇用の状況として、従業員が 50 人以上の企業数は全体で 288 社となっており、そのうち法定雇用率達成企業数は 115 社となっています。

田原市内では従業員が 50 人以上の企業が 17 社と少ない状況ですが、その約 6 割の 10 社が法定雇用率を達成しています。

表:障害者雇用の状況

区 分	企業数		法定雇用算定基礎労働者数	うち障害者数	実雇用率
	うち達成企業数	達成割合			
田原市	17 社	10 社	3,636.5 人	72.5 人	1.99%
管内全体	288 社	115 社	47174 人	755 人	1.59%

資料:豊橋公共職業安定所(平成 26 年 6 月 1 日現在)

※短時間労働者(週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)の数を 0.5 カウントするため、労働者数等に小数点以下の数値が生じます。

**(3) 障害者雇用率の推移**

豊橋市と田原市管内の障害者雇用率については、上昇傾向にありますが、平成 26 年 6 月 1 日時点では愛知県全体の平均(1.74%)を下回っています。(参考:全国平均 1.82%)

また、障害者雇用促進法の改正により平成 25 年度から法定雇用率が 2.0%に引き上げられています。

表:障害者雇用の推移

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
企業数	227 社	227 社	226 社	257 社	282 社	288 社
うち法定雇用率達成企業数	103 社	113 社	109 社	110 社	108 社	115 社
法定雇用率達成企業の割合	45.4%	49.8%	48.2%	42.8%	38.2%	39.9%
雇用率	1.39%	1.52%	1.48%	1.44%	1.48%	1.59%
雇用率(愛知県)	1.57%	1.63%	1.59%	1.61%	1.68%	1.74%
法定雇用率	1.8%			2.0%		

資料:豊橋公共職業安定所(各年度6月1日時点)

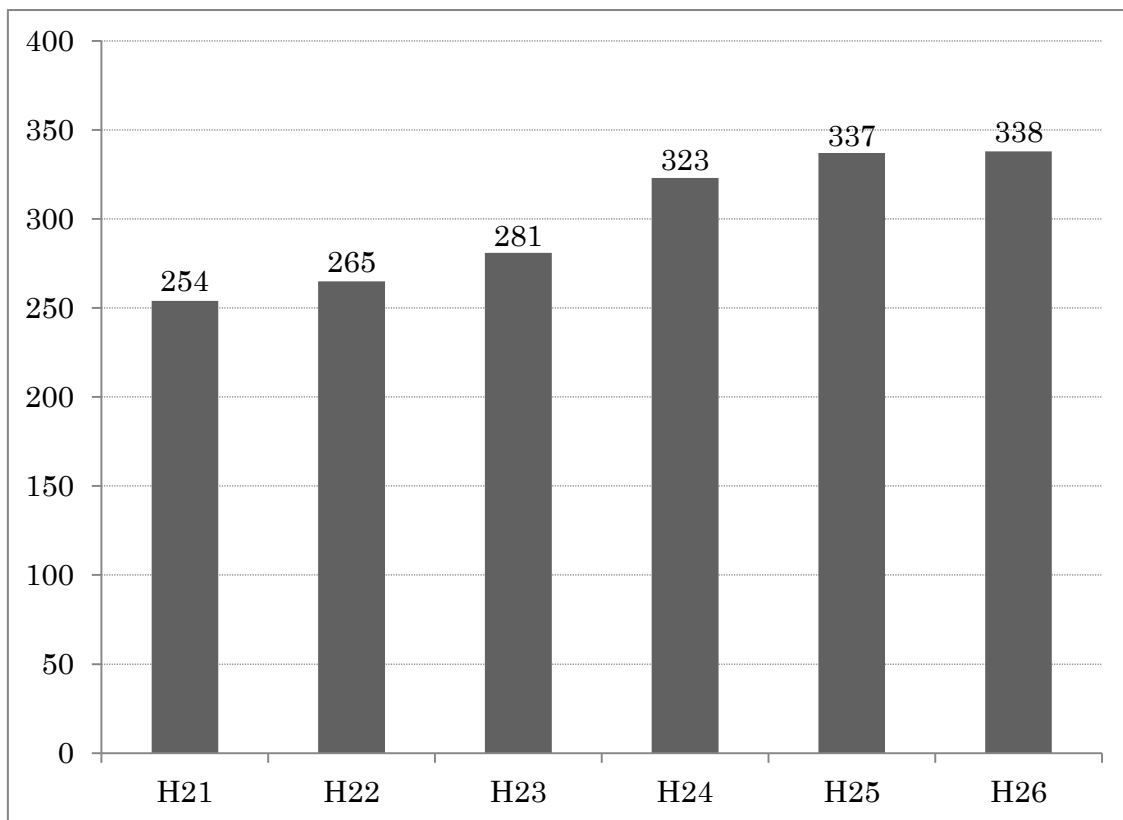
## 7 障害福祉サービス利用者の状況

### (1) 障害福祉サービスの支給決定者数の推移

障害のある人のうち、障害者総合支援法に定められる障害福祉サービスを受給している人は毎年増加していますが、近年は緩やかに増加しています。

そのため、今後の障害福祉サービスの提供体制の整備については、量の確保とともに提供されるサービスの質の向上や多様なニーズに応えることができる体制の整備について検討する必要があります。

図：障害福祉サービス支給決定者数



資料：地域福祉課（各年4月1日時点）

**(2) 障害支援区分認定者の内訳**

障害福祉サービスを利用する人のうち、障害支援区分（平成 25 年度以前は障害程度区分）の認定を受けている人の内訳については、近年、サービス利用者の高齢化や障害の重度化等の理由により、支援の必要性が高い区分 6 の認定者数が増加しています。

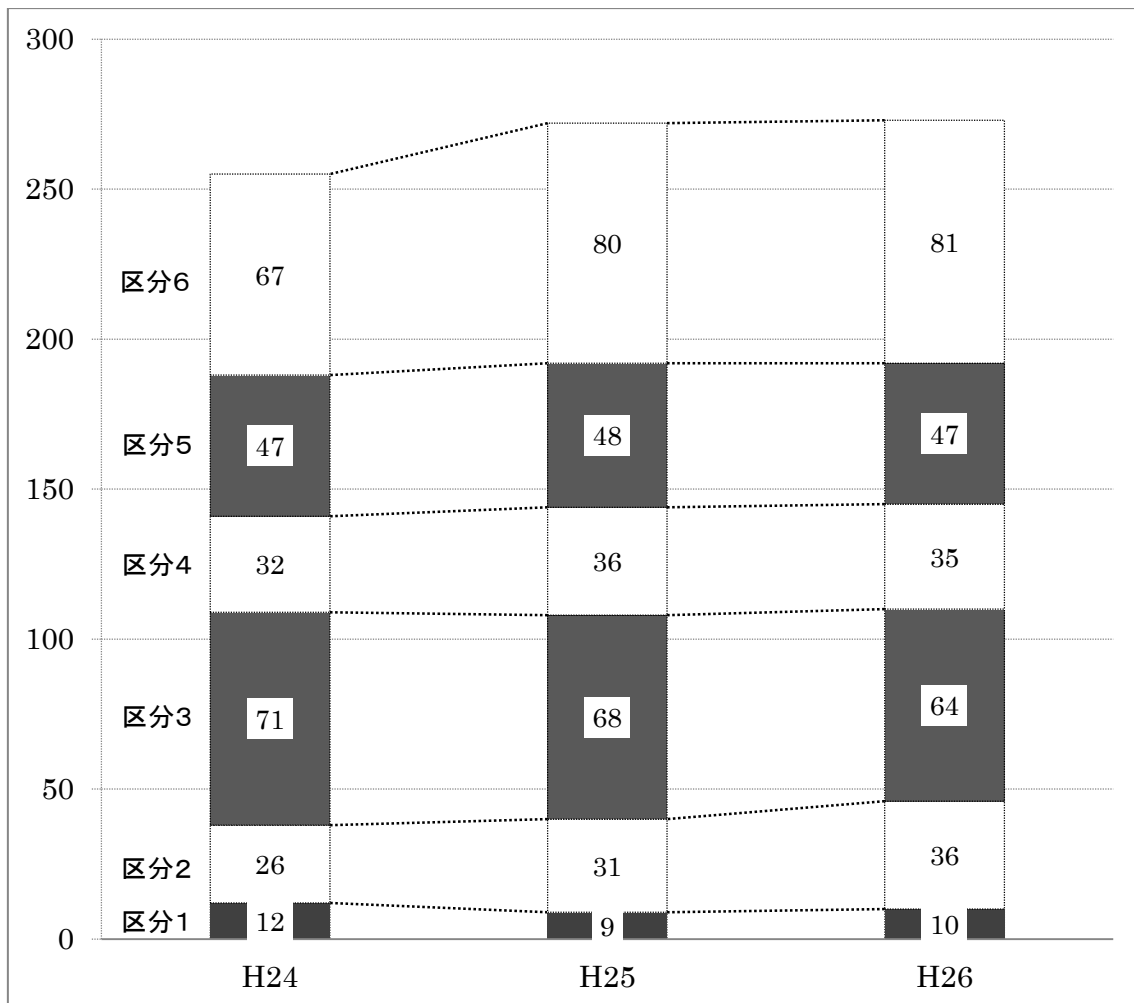
サービスの提供体制の整備についても、高齢化や障害の重度化に適切に対応できるよう検討する必要があります。

表：障害支援区分認定者の内訳

年	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
平成 24 年	12 人	26 人	71 人	32 人	47 人	67 人	255 人
平成 25 年	9 人	31 人	68 人	36 人	48 人	80 人	272 人
平成 26 年	10 人	36 人	64 人	35 人	47 人	81 人	273 人

資料：地域福祉課（各年4月1日時点）

図：障害支援区分認定者の内訳



資料：地域福祉課（各年4月1日時点）

## Ⅲ 分野別施策

---



# 1 生活支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、自らの能力を最大限に発揮するための環境整備が必要です。

生活支援に関する分野については、障害のある人も安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実や福祉サービスの充実、また、それらのサービスを担う人材の育成と確保等について方針を定め、計画を推進します。

## ☆分野別の重点課題☆

- 相談支援体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 障害児支援の充実
- サービスの質の向上
- 人材の育成と確保

### (1) 相談支援体制の充実

障害のある人が安心して暮らすための相談窓口の拠点として、障害者総合相談センターを設置しています。また、障害の有無にかかわらず日常生活等に関する様々な相談窓口が設置されています。「田原市障害者自立支援協議会」の機能を活用し、これらの相談窓口が連携しあらゆる問題に対応できるよう、ネットワークや相談体制の強化と充実に図ります。

#### 障害者総合相談センターの充実

- 田原福祉センターに設置されている「障害者総合相談センター」を、障害者総合支援法に定められる基幹相談支援センターとして位置づけ、障害のある人の生活に関するあらゆる相談のワンストップ窓口として、その機能の充実に図ります。
- また、相談支援専門員の情報共有や人材育成の場として、市内の相談支援事業の拠点機能を持つとともに、虐待防止や権利擁護、長期入院等からの地域生活移行支援に必要な相談支援専門員と他の支援機関との連携の中核として、機能を強化します。

#### 地域包括支援センターとの連携

- 高齢社会の到来とともに、市内においても「老障介護」世帯等、障害が起因する問題だけでなく、複合的な課題を抱えた世帯の増加が予想されます。
- このような課題を抱えた人も地域で安心して暮らせるよう、「地域包括支援センター」と障害者総合相談センターが協力し、必要な支援が届くよう連携を強化します。

#### 成年後見センターとの連携

- 知的障害や精神障害または認知症等により、福祉サービス利用の契約等の際に適切に判断することが困難な人の増加が見込まれます。
- 成年後見制度を活用して安心して暮らせるよう田原福祉センターに設置されている「成年後見センター」と連携し、必要な支援が届くよう体制を強化します。

### 教育サポートセンターとの連携

- 教育に関する相談・就学指導・家庭教育・学校経営等について、適切な支援を行うための中核的な組織として「教育サポートセンター」が設置されています。
- 教育と福祉が連携し、より質の高い支援を提供できるよう、また、卒園や入学、卒業、就職等のライフステージの転換期に支援が途切れない体制を整えます。

### こども発達相談室との連携

- 発達に特性があるお子さんの成長や育児を支援する相談窓口として、また、卒園や卒業後の支援体制を円滑に築くため、「こども発達相談室」が設置されています。
- 子育て支援、障害者福祉、教育の各機関の連携を強化し、年齢によって途切れることのない支援体制を整えます。

### 子ども・若者総合相談窓口 はなそう との連携

- おおよそ40歳未満の、不登校、ひきこもり、ニート等子ども・若者の総合相談窓口として「子ども・若者総合相談窓口 はなそう」が平成26年度に開設されました。
- 障害や精神疾患により、ひきこもり等の状態となっている人もいるため、障害者福祉、子育て支援、教育の各機関との連携を強化し、単一の機関では解決できないような問題であっても適切に支援できるよう体制を整えます。

### 広域的機関との連携

- 「公共職業安定所(ハローワーク)」、「障害者職業センター」及び「保健所」等国や県が所管する広域的な専門支援機関と連携体制を構築し、専門性を必要とするニーズへの対応や、市内の社会資源だけでは対応困難なニーズへ対応します。
- また、「就業・生活支援センター」や「療育等支援事業」等、広域を対象とした事業を実施している機関との連携も推進します。

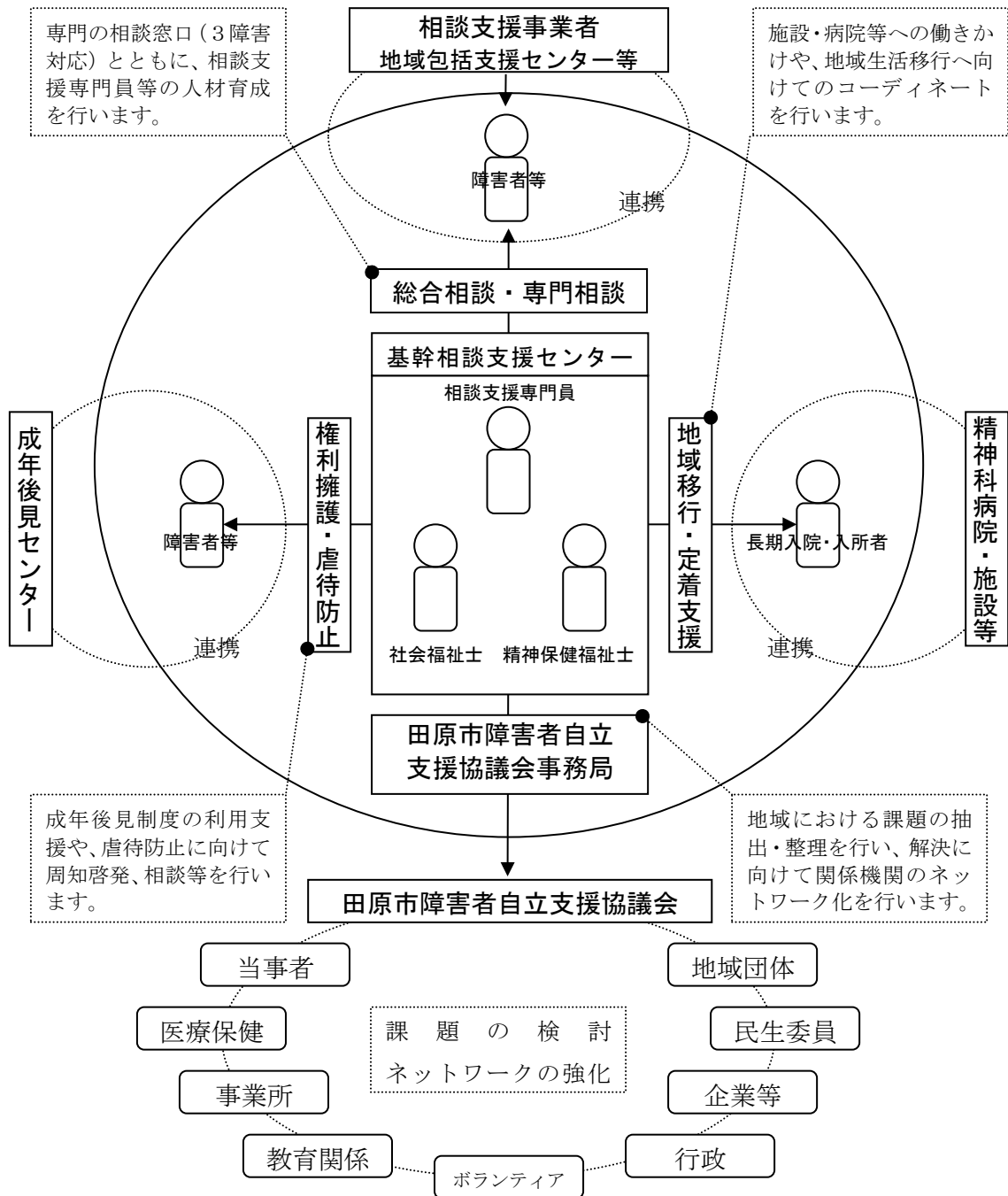
### 地域の関係団体との連携

- 障害があっても、住み慣れた地域で安心して生活するためには、専門的な支援だけでなく、地域住民の理解が重要です。また、支援を必要とする人の身近に助けを求めることができる人がいる環境も必要です。
- 各校区の「コミュニティ協議会」、「民生児童委員」や「ボランティア団体」等の市内の関係団体と連携し、障害があっても暮らしやすいまちづくりに向けた取組みを推進します。

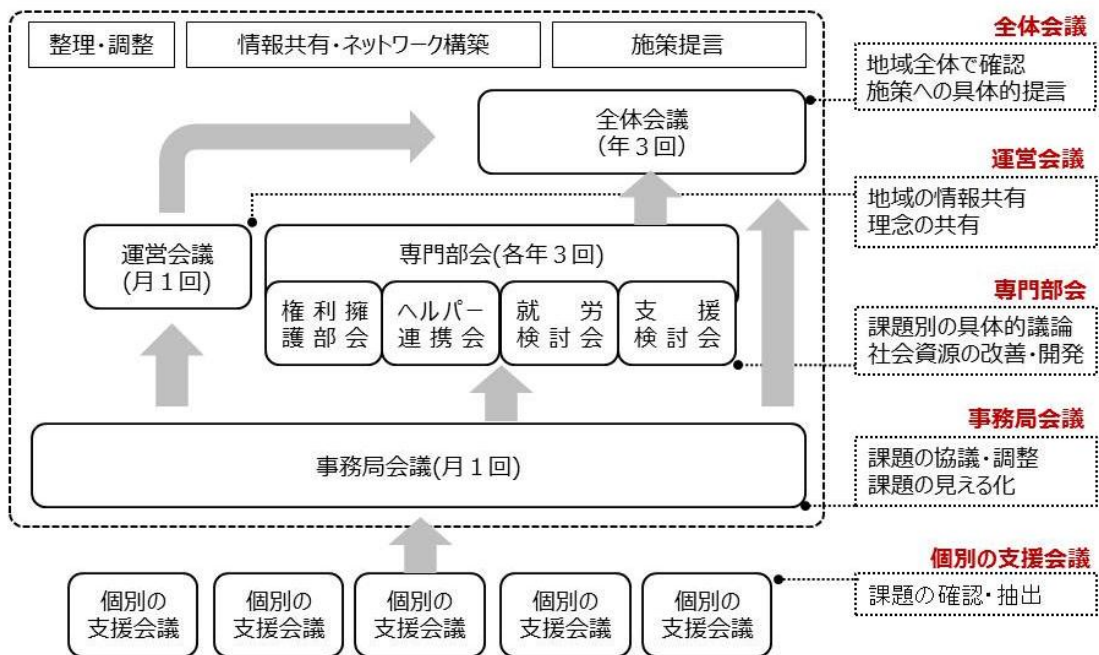
### その他の関係機関との連携

- 「精神科病院」や「特別支援学校」等、必要であるものの、田原市内にはない専門支援機関もあります。
- 障害者総合相談センターを中心に連携を強化し、状況の変化によって切れることのない支援体制を作ります。

参考：障害者総合相談センター（基幹相談支援センター）の役割



参考：田原市障害者自立支援協議会組織図



- 全体会議：** 田原市全体のネットワークを構築し、障害福祉に関する諸問題や新制度の設置、障害福祉計画策定に関する検討を行う。
- 運営会議：** 毎月第2火曜日開催。市内外の障害福祉関係事業所、医療機関等で構成され、ネットワークの中で課題を共有し検討を行う。
- 事務局会議：** 毎月第4火曜日開催。委託の相談支援事業所と行政で構成され、各会議への議題提出の検討や調整を行う。
- 障害者支援検討会：** 障害のある人のそれぞれのライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の構築や教育と福祉の連携についての検討を行う。
- 障害者就労検討会：** 障害のある人の福祉的就労や一般就労に関する周知啓発のための検討や、就労先の確保に関する取り組みについて検討を行う。
- ヘルパー連携会：** 市内のヘルパー事業所が支援について共通の方向性を持ち、また、ヘルパー支援の質を高めるための情報共有を行う。
- 権利擁護部会：** 虐待防止や権利擁護に関する課題の共有や、理解を深めるための方策についての検討を行う。

**(2) 福祉サービスの充実**

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として提供されるサービスには、障害者総合支援法に定められる「自立支援給付」や、同法に定められ各市町村が地域の実情に合わせ提供する「地域生活支援事業」、児童福祉法に定められる「障害児通所支援等」のほか、法律で定められた以外の市独自のサービスがあります。

これらのサービスを利用しやすく、必要としている人にサービスが届くよう、サービス提供に関する体制を整備します。また、その体制整備に関しては、国から示された「基本的な指針」等にも基づき、成果目標の設定や、各サービスの必要な見込み量及びその確保のための方策についても計画に盛り込み推進します。

表：福祉サービスの体系

障害者総合支援法		
<b>自立支援給付</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問系サービス</li> <li>○居宅介護</li> <li>○重度訪問介護</li> <li>○同行援護</li> <li>○行動援護</li> <li>○重度障害者等包括支援</li> <li>●居住系サービス</li> <li>○共同生活援助<small>(グループホーム)</small></li> <li>○宿泊型自立訓練</li> <li>○施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日中活動系サービス</li> <li>○生活介護</li> <li>○自立訓練（機能訓練）</li> <li>○自立訓練（生活訓練）</li> <li>○就労移行支援</li> <li>○就労継続支援（A型）</li> <li>○就労継続支援（B型）</li> <li>○療養介護</li> <li>○短期入所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援</li> <li>○計画相談支援</li> <li>○地域移行支援</li> <li>○地域定着支援</li> <li>●医療・補装具</li> <li>○更生医療</li> <li>○育成医療</li> <li>○精神通院医療</li> <li>○補装具費</li> </ul>
<b>地域生活支援事業</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○理解促進研修・啓発事業</li> <li>○自発的活動支援事業</li> <li>○相談支援事業</li> <li>○成年後見制度利用支援事業</li> <li>○成年後見制度法人後見支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意思疎通支援事業</li> <li>○日常生活用具給付等事業</li> <li>○手話奉仕員養成研修事業</li> <li>○移動支援事業</li> <li>○地域活動支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○任意事業</li> <li>①訪問入浴サービス</li> <li>②日中一時支援事業</li> <li>③自動車運転免許取得費助成</li> <li>④自動車改造費助成</li> </ul>

児童福祉法

<b>障害児通所支援等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援</li> <li>○医療型児童発達支援</li> <li>○放課後等デイサービス</li> <li>○保育所等訪問支援</li> <li>○障害児相談支援</li> </ul>

その他のサービス

<b>その他のサービス</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者手当の支給</li> <li>○障害者生活支援センター</li> <li>○福祉有償運送料金助成券</li> <li>○福祉タクシー・バス回数券・元気バス購入助成券</li> <li>○人にやさしい住宅リフォーム補助金</li> <li>○緊急コールシステム</li> <li>○重度身体障害者寝具乾燥消毒サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問理美容サービス</li> <li>○福祉施設通園交通費補助</li> <li>○障害児レスパイトサービス</li> <li>○放課後児童クラブへのヘルパー派遣</li> <li>○障害児童生徒学校介助員の派遣</li> <li>○重症心身障害児者短期入所利用支援事業費補助</li> <li>○障害者共同生活援助事業費補助</li> </ul>

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分		サービス内容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、通院時の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の行動障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障害により移動に制限がある人に、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般就労等が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 なお、A型とは雇用契約に基づく事業で、B型とは雇用契約に基づかない事業のことをいいます。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護や援助を行います。
自立支援医療	更生医療（障害者） 育成医療（障害児）	身体に障害のある人の障害を除去し、又は軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療です。
	精神通院医療	保険と公費で通院医療費の90%を負担します。
補装具費		義肢や車椅子等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給を行います。

障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

理解促進研修・啓発事業	地域住民等に対し、障害の理解を深めるための講演会を開催する等、周知啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が実施する社会活動支援やピアサポートに関連する自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障害のある人、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援事業の中核的な役割を担う機関として、総合相談、権利擁護、地域移行・定着支援、相談支援事業所への指導助言等を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的、精神障害等により判断能力が十分でなく、成年後見制度の利用が必要な人のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対し、申立てに関する経費や後見人報酬等の費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見活動を支援します。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する、また、発達障害や重度の重複障害等により意思疎通が困難な人に支援員を派遣するなど、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するための研修会等を開催します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
地域活動支援センター（機能強化型）	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。機能強化型とは上記の機能に加え、相談支援等の事業も一体的に行います。
訪問入浴サービス	重度の身体障害により入浴が困難な人に対して、自宅等へ訪問し、浴槽を提供して行われる入浴サービスです。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な人の日中利用のサービスです。
自動車運転免許取得費助成	身体障害のある人が運転免許取得する際にその費用を助成します。
自動車改造費助成	身体障害のある人で運転免許の条件が付されている人が、条件に合うように自動車を改造する際の費用を助成します。
その他、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。	

児童福祉法のサービス（障害児通所支援）

児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

## 第2期田原市障害者計画

### 市独自のサービス

障害者手当	障害者手帳所持者を対象に、等級に応じ田原市障害者手当を支給します。※同様に県から支給される在宅重度障害者手当や、国から支給される特別障害者手当等があります。
障害者生活支援センター	障害のある人の生活相談や介護相談等、必要な支援を行うとともに、各種教室事業を行います。また地域活動支援センターを併設し、一体的な生活支援を行います。
福祉タクシー・バス、電車回数券・元気バス購入助成券	障害により移動に制約がある方に対し、タクシーの助成券またはバス・電車回数券、元気バス購入助成券を交付し、外出の支援を行います。また、公共交通機関の利用が困難な重度の障害がある方に対し、福祉有償運送利用の助成を行います。
人にやさしい住宅リフォーム補助金	身体障害のある人がいる世帯で、リフォームヘルパーの相談及び助言により、住宅を改修する場合に補助金を支給します。
緊急コールシステム	ひとり暮らしの重度障害のある人に対し、緊急時にボタンを押すことで通報される等の機能がある機械を貸与し、安全に生活できるよう支援します。
重度身体障害者寝具乾燥消毒サービス	自宅で生活している重度の身体障害のある人の寝具を乾燥・消毒します。
訪問理美容サービス	自宅で生活している重度の障害のある人に、訪問理美容助成券を交付します。
重症心身障害児者短期入所利用支援事業費補助	重度の心身障害のある人が短期入所を利用した際に、利用人数や利用回数に応じて事業所の運営を補助します。
障害者共同生活援助事業費補助	共同生活援助（グループホーム）の経営の安定化を図ることを目的として運営を補助します。
医療ケアを必要とする人の短期入所利用費補助	医療ケアを必要とする人が、看護師等が配置されている短期入所事業所を利用した際に、利用回数や利用人数に応じて事業所の運営を補助します。
障害児レスパイトサービス	障害児を一時的に預かり、介護者の負担軽減を図るとともに、創作活動等を通じ、障害児の地域での自立を目的として行う余暇支援事業です。
放課後児童クラブヘルパー派遣	障害のある児童が放課後児童クラブに安心して参加できるよう、ヘルパーを派遣します。
障害児童生徒学校介助員派遣	障害のある児童生徒が豊かで安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じ田原市立の小中学校にヘルパーを派遣します。
福祉施設通園交通費補助	児童発達支援を利用する児童の保護者に対し、利用に必要な交通費の一部を助成します。



### 地域生活移行に向けた取組み

地域生活への移行を進める観点から、入所施設に入所している障害のある人のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成 29 年度末の段階において、地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

また、精神科病院等に長期間入院していた人が、退院後も安心して生活できるよう、地域での支援体制を整えます。

#### 施設入所者数と地域生活移行者数

平成 25 年度末 施設入所者数		目標	平成 29 年度末時点 の施設入所者数	平成 25 年度末 入所者数からの 減少率
目標	91 人		84 人	4%
実績	89 人			

平成 24 年～25 年度中の 地域生活移行者数		目標	平成 27～29 年度 地域生活移行者数	平成 25 年度末 入所者数からの 移行率
目標	11 人		11 人	12%
実績	3 人			

#### 入院中の田原市の精神障害者の地域生活移行者数(参考)

平成 25 年度中の地域生活移行者数	
実績	4 人

### 一般就労移行に向けた取組み

福祉施設利用者のうち就労移行支援事業所等を通じて、同年度中に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

	平成 24 年度	目標	平成 29 年度	対 H24
一般就労移行者数	1 人		5 人	500%

また、平成 29 年度末時点での就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末から 6 割以上増加することを目標とします。

	平成 25 年度	目標	平成 29 年度	対 H25
就労移行支援事業 利用者数	9 人		15 人	160%

### 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が地域で安心して暮らすために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）を平成29年度までに整備します。

地域生活支援拠点等は、障害のある人の高齢化や障害の重度化、そして親なき後を見すえ、そのような状態になっても安心して生活できることを目指し整備するものです。整備に当たっては、グループホームや障害者支援施設に求められる機能を付加する方法と、市内の関係機関が求められる機能を分担する方法（面的整備型）が想定されます。

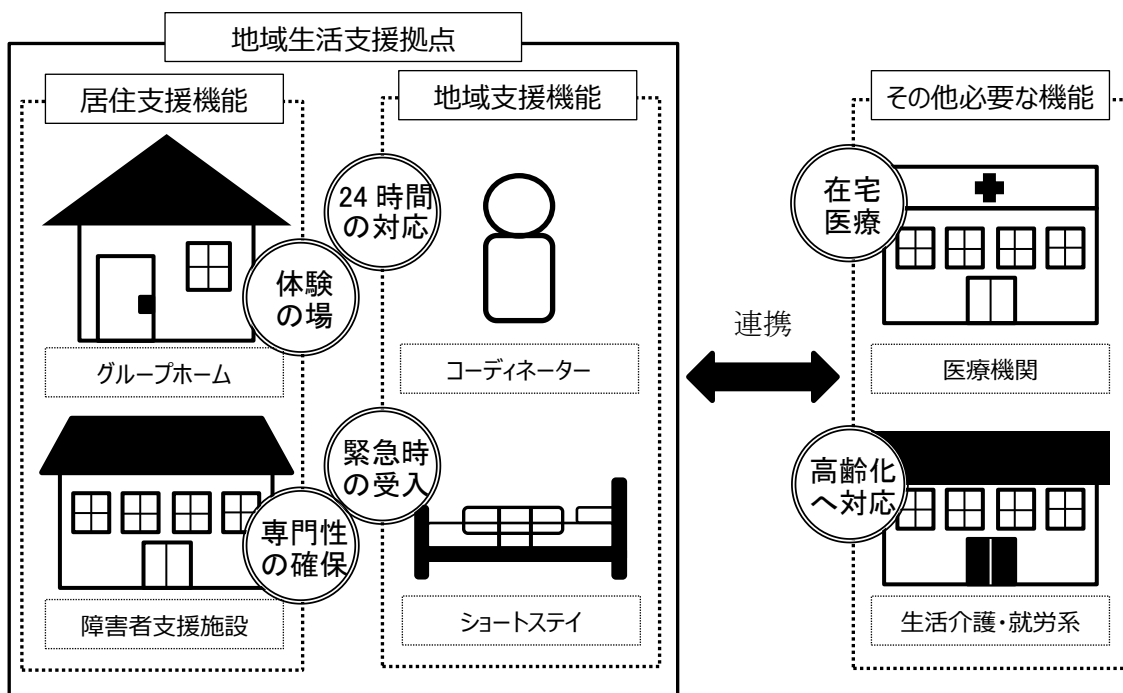
田原市においては、障害者総合相談センターがコーディネートの役割を担い、市内の関係機関がそれぞれに必要な役割を担う、面的整備型の拠点作りを目指します。

今後3年間で、整備に当たっての課題整理及び課題解決のための方策を障害者自立支援協議会において分析検討し、高齢福祉施策の一環である地域包括ケアシステムの構築と整合性を図りつつ体制を整備します。

#### 地域生活支援拠点に求められる機能

- ・相談支援体制の整備と地域の体制づくり(地域移行や親元からの自立へ向けた支援)
- ・体験の機会や場の提供(ひとり暮らし体験やグループホーム体験等)
- ・緊急時の受入や対応(ショートステイの利便性や対応力の向上)
- ・専門性(人材の確保と養成、連携等)

図：地域生活支援拠点のイメージ



※面的整備型は、上記の機能を集約した拠点施設を設けるのではなく、地域において機能を分担し整備します。

参考:国の「基本的な指針」のうち成果目標に関する事項(平成 29 年度までの目標)

①福祉施設から地域生活への移行促進(市町村)

- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減。
- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行。

②精神科病院から地域生活への移行促進(都道府県)

- ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とする。
- ・入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。
- ・1年以上の在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少。

③福祉から一般就労への移行促進(市町村)

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

④地域生活支援拠点等の整備(市町村:新規)

- ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備。

### 障害福祉サービスの状況と推計

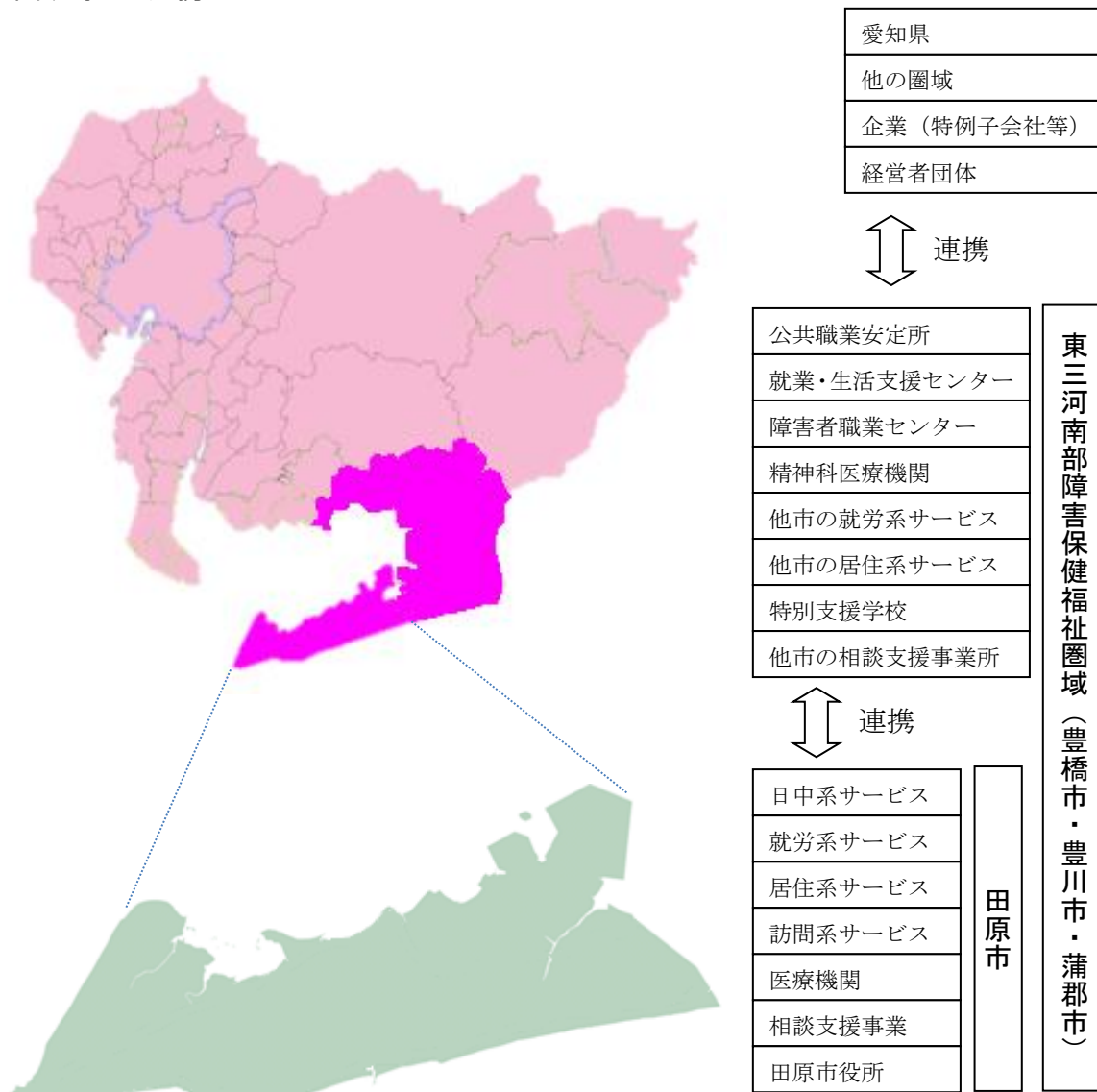
田原市は、東西に長い地形であるとともに、既存の地域資源や事業者が各地域に点在しているわけではないため、サービスを利用するには長時間の移動が必要となる人もいます。

さらに三方が海に面しているため、他市のサービス事業所を幅広く利用することが難しく、市外からの事業者の参入も多くはありません。

平成18年の障害者自立支援法施行以降、事業所数は毎年増加しつつありますが、市内に事業所がないサービスや事業所がない地域もあり、今後も拡充が必要です。また、事業所数の拡充と同時に、質の高い支援が提供できる体制づくりも必要となっています。

こうした現状を踏まえながら、田原市における障害福祉サービスの目標及び目標達成のための方針を定め、また、東三河南部圏域との連携を考慮し、検討する必要があります。

#### 圏域等との連携のイメージ



①訪問系サービス

サービス種類		H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
居宅介護	見込	602 時間 43 人	672 時間 48 人	714 時間 51 人		969 時間	1,026 時間	1,083 時間
	実績	746 時間 46 人	903 時間 49 人	902 時間 49 人		51 人	54 人	57 人
重度訪問介護	見込	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人		248 時間	248 時間	248 時間
	実績	0 時間 0 人	0 時間 0 人	291 時間 1 人		2 人	2 人	2 人
同行援護	見込	25 時間 3 人	30 時間 4 人	37 時間 5 人		30 時間	40 時間	50 時間
	実績	10 時間 3 人	25 時間 2 人	37 時間 2 人		3 人	4 人	5 人
行動援護	見込	56 時間 1 人	112 時間 1 人	112 時間 1 人		64 時間	80 時間	96 時間
	実績	1 時間 1 人	10 時間 1 人	50 時間 3 人		4 人	5 人	6 人
重度障害者等 包括支援	見込	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人		0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人		0 人	0 人	0 人

※H26 の数値については見込みです。

### 第3期障害福祉計画の評価

#### 【第3期の取組み】

○田原市障害者自立支援協議会「ヘルパー連携会」を中心に研修会を企画し、支援の質の向上のためのヘルパー向け研修会が開催される等、ヘルパー事業所との協働による施策推進の基盤が整備されつつあります。

#### 【見込と実績の比較分析】

- 居宅介護の利用実績については一人当たりの利用時間数増等により見込みを大きく上回りました。
- 重度訪問介護については、市内で初めて利用があったものの、市外の事業所によるサービス提供のみとなっています。
- 行動援護については市内で初めての利用があったものの見込みを下回っています。
- 重度障害者等包括支援については、市内及び近隣に提供事業所がないため、利用がありませんでした。このサービスは介護の必要性が高い人に、居宅介護や相談支援等を包括的に提供するものですが、市内の利用対象者については相談支援専門員の調整により、複数のサービスを組み合わせて利用しています。

#### 【現状の課題】

- ニーズに応えるためのヘルパー数の確保が必要です。
- 行動援護を提供できる事業所の増加及びヘルパーの育成等が必要です。
- 平成26年度から重度訪問介護の利用対象者が、重度身体障害のある人に加え行動障害のある人も対象となりました。重度訪問介護を提供できる市内の事業所の増加が必要です。

### 第4期障害福祉計画の目標

- 重度訪問介護や行動援護へのニーズの増加が予想されることから、体制整備のために市内の事業所への周知啓発を促進します。
- 市内の事業所を対象とした研修会等を開催し、より専門性を必要とする支援を提供できる人材育成を促進します。
- 「ヘルパー連携会」を中心に、人材の確保と育成に関する取組みを進め、安心して在宅生活を送ることができる支援体制の整備を図ります。

②日中活動系サービス

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
生活介護	見込	3,950 人日	4,110 人日	4,380 人日	目標	3,640 人日	3,700 人日	3,760 人日
		185 人	197 人	217 人				
	実績	3,430 人日	3,454 人日	3587 人日		182 人	185 人	188 人
		173 人	176 人	179 人				
自立訓練 (機能訓練)	見込	23 人日	23 人日	23 人日		23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人				
	実績	0 人日	0 人日	0 人日		1 人	1 人	1 人
		0 人	0 人	0 人				
自立訓練 (生活訓練)	見込	23 人日	23 人日	23 人日		23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人				
	実績	0 人日	0 人日	0 人日		1 人	1 人	1 人
		0 人	0 人	0 人				
就労移行支援	見込	138 人日	437 人日	575 人日	324 人日	360 人日	396 人日	
		6 人	19 人	25 人				
	実績	60 人日	154 人日	159 人日	18 人	20 人	22 人	
		5 人	9 人	9 人				
就労継続支援 (A型)	見込	115 人日	299 人日	483 人日	288 人日	300 人日	400 人日	
		5 人	13 人	25 人				
	実績	94 人日	52 人日	42 人日	4 人	15 人	20 人	
		5 人	3 人	2 人				
就労継続支援 (B型)	見込	720 人日	756 人日	846 人日	825 人日	855 人日	855 人日	
		40 人	42 人	47 人				
	実績	651 人日	753 人日	861 人日	55 人	57 人	57 人	
		41 人	48 人	54 人				
療養介護	見込	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人	
	実績	2 人	1 人	1 人				
短期入所	見込	280 人日	320 人日	350 人日	304 人日	312 人日	328 人日	
		28 人	32 人	35 人				
	実績	227 人日	283 人日	321 人日	38 人	39 人	41 人	
		32 人	35 人	37 人				

※「人日」は、1人1月当たりの平均利用日数に利用人数を掛けて算出しています。

※H26 年度の数値については見込みです。

### 第3期障害福祉計画の評価

#### 【第3期の取組み】

- 障害者自立支援協議会「障害者就労検討会」での検討を経て、アセスメント取得と地域のネットワーク構築に重点を置く新たな就労移行支援事業所が創設されました。
- 障害者自立支援協議会「運営会議」において、障害福祉サービス等従事者による障害者虐待の防止及び支援の質の向上を目的とした勉強会を開催しました。

#### 【見込と実績の比較分析】

- 生活介護については、施設入所者の減少や、特別支援学校卒業生の多くが就労系サービスを利用したことにより、見込みを下回りました。市内の事業所数、定員ともに充足しつつあり、支援メニューも多様化しています。
- 就労系サービスのなかでも、田原市内に事業所のない就労継続支援（A型）については、見込みを下回っています。
- 一方で就労移行支援については、新たな事業所が創設されたことにより、見込みを下回ったものの増加傾向にあります。

#### 【現状の課題】

- 見込と実績の比較分析からも、見込みを上回った就労継続支援（B型）を利用している人のなかには、市内に事業所がない就労継続支援（A型）の利用や、就労移行支援を利用し一般就労を目指したいという人が潜在的にいと推測され、**多様なニーズに  
応える**ことができる体制整備が必要です。
- 事業所の多く所在する地域とそうでない地域との差があるため、居住する地域にかかわらず**利用しやすいサービス提供体制**の整備が必要です。
- 医療的支援を必要とする人たちも**安心してサービスを利用できる体制**の整備が必要です。
- 短期入所については主な利用者が障害者であり、障害児が利用しやすく障害児支援にも**専門性**のある短期入所事業所が不足しています。

### 第4期障害福祉計画の目標

- 重度の障害がある人や障害児も安心してサービスを利用できるよう、また、個別のニーズに対し適切に応えるためにも、提供されるサービスの質の向上がより一層望まれます。事業所や利用者に適切な情報が提供されるよう、相談支援事業の機能強化を図り、サービスの質の向上を推進します。
- 就労系サービスについては、就労継続支援（A型）事業所が市内に存在しないことから、多様なニーズに応えることができるよう、市内の事業所や企業に必要な情報を提供し、事業所設立の促進を図ります。
- 障害者自立支援協議会「障害者就労検討会」で障害者雇用に関する周知啓発について引き続き検討し、就労支援専門員を中心に就労系サービス利用後の就労先の確保を進めるとともに、就労後の定着支援の強化を図ります。
- 医療的な支援の必要な人が安心して生活できるよう、市内の医療機関との連携強化を図るとともに、市外の事業所等とも連携を強化します。



③居住系サービス

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
共同生活援助 (グループホーム)	見込	20人	22人	26人	目標	24人	29人	35人
	実績	18人	26人	23人				
施設入所支援	見込	95人	91人	87人		89人	87人	84人
	実績	92人	89人	91人				

※H26の数値については見込みです。

第3期障害福祉計画の評価

【第3期の取組み】

○グループホームの増加には必須となる就労の場の確保のため、障害者就労検討会や就労支援専門員を中心に、企業等とのネットワークの構築や周知の強化を目的としたチラシ等の作成を行いました。

【見込と実績の比較分析】

- 共同生活援助（グループホーム）については、第3期計画期間中に1事業所（定員4名）が増えましたが、開所後すぐに定員を満たしています。
- 施設入所支援については、利用者が徐々に減少傾向にあります。減少の理由としては、グループホームへの移行もありましたが、介護保険施設への移行や死亡等、利用者の高齢化が減少の背景にあります。

【現状の課題】

- グループホームについては年々増加傾向にありますが充足はしておらず、また、事業所の所在地も集中しているため、**市内全域に整備**していく必要があります。
- グループホームの増加のためには、日中活動の場や就労の場の確保も必要であり、**日中と夜間双方の支援体制の構築**が必要です。
- 施設入所者の**高齢化**により生じる問題も今後は増加が予想されます。

第4期障害福祉計画の目標

- 市内全域にグループホームが設置されるよう、市内の事業所等に設置に向けた周知啓発、支援を行うとともに、日中活動の場や就労の場の確保を引き続き促進します。
- 施設入所者の高齢化により生じる問題に対応するため、介護保険事業所との連携を強化するとともに、高齢になっても安心して生活するために必要な支援について検討します。
- 施設入所者が地域生活へ移行した後も安心して望む生活が送れるよう、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画作成時にニーズを整理し、必要な社会資源開発を促進します。

④相談支援

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
計画相談支援	見込	24人	38人	48人	目標	78人	83人	85人
	実績	34人	65人	80人				
地域移行支援	見込	0人	1人	1人		1人	1人	1人
	実績	0人	0人	1人				
地域定着支援	見込	3人	3人	3人		2人	2人	2人
	実績	1人	1人	0人				

※H26の数値については見込みです。

第3期障害福祉計画の評価

【第3期の取組み】

- サービス等利用計画の作成時に利用者の混乱を招かないよう、事前に相談支援事業所と様式や作成のプロセスを確認するとともに、市内のサービス提供事業所の協力により、新制度への対応が円滑に進みました。
- 提供されるサービス等利用計画の質の平準化を図るため、障害者総合相談センター長による確認をすべての計画に対し行いました。
- 地域相談支援については、精神科医療機関や入院患者向けに制度紹介のパンフレットを作成し、利用促進を図りました。

【見込と実績の比較分析】

- 計画相談支援については、平成24年度の制度改正によりすべての障害福祉サービス利用者に作成が必須（セルフプランも可）となりましたが、その経過措置が終了する平成26年度中にはすべての障害福祉サービス利用者の計画が作成される見通しです。
- 地域相談支援についても見込みに近い利用者数となっています。

【現状の課題】

- 地域相談支援については、精神科医療機関や入院患者等への一層の周知が必要です。
- サービス等利用計画作成時に把握された課題を解消するため、ケアマネジメントの手法を用いて社会資源を創出する仕組みづくりの一層の強化が必要です。

第4期障害福祉計画の目標

- 地域相談支援に関する周知啓発を進め、安心して地域生活への移行ができるよう、相談支援機能の強化及び地域の社会資源の開発を促進します。
- 質の高いサービス等利用計画が作成されるよう、障害者総合相談センターにおいて相談支援専門員の人材育成を強化するとともに、ネットワークの構築を推進します。

⑤補装具費(参考)

	品 目	H24	H25	H26
交付	義肢	8 件	4 件	8 件
	装具	6 件	8 件	8 件
	盲人安全つえ	0 件	0 件	4 件
	補聴器	10 件	13 件	12 件
	車椅子	10 件	15 件	10 件
	電動車椅子	1 件	3 件	0 件
	歩行器	0 件	2 件	4 件
	歩行補助つえ	0 件	1 件	2 件
	眼鏡（矯正眼鏡）	1 件	0 件	0 件
	座位保持装置	1 件	2 件	0 件
	特例補装具	0 件	2 件	0 件
	座位保持椅子	0 件	0 件	2 件
	小 計		37 件	50 件
修理	義肢	0 件	7 件	4 件
	装具	3 件	2 件	4 件
	補聴器	16 件	13 件	0 件
	車椅子	26 件	32 件	22 件
	電動車椅子	12 件	15 件	10 件
	座位保持装置	1 件	1 件	0 件
	歩行補助つえ	1 件	2 件	0 件
小 計		59 件	72 件	40 件

※H26 の数値については見込みです。

※補装具品目は表中の品目のほかに、義眼、重度障害者用意思伝達装置等があります。

### 地域生活支援事業の状況と推計

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に定められる事業で、市の状況や地域性に合わせた柔軟な支援体制を構築することを目的としています。移動支援事業及び日中一時支援事業等の給付事業のほかにも相談支援事業や啓発事業等を田原市の現状に合わせて実施し、自立支援給付等、全国一律のサービスでは対応できないニーズに応え、より安心して暮らせるまちになるよう事業を実施します。

### 第3期障害福祉計画の評価と第4期障害福祉計画の目標 ※H26の数値については見込みです。

#### 理解促進研修・啓発事業

サービス種類		H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
理解促進研修・啓発事業	実績	-	7回	3回		3回	3回	3回

#### 【第3期の評価】

○第3期には、小中学校の保護者等向けの講演会に相談支援専門員を講師として派遣する等、市民の障害についての理解が深まるよう取り組みました。

#### 【第4期の目標】

●第4期においても引き続き事業を実施し、「共生のまち」田原市を考える会を周知啓発活動の中心として、障害についての周知啓発を促進します。

#### 自発的活動支援事業

サービス種類		H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
自発的活動支援事業	実績	-	2団体	2団体		2団体	3団体	3団体

#### 【第3期の評価】

○第3期には、市内の当事者団体等が実施する、ピアサポート事業や社会活動支援等の自発的活動に対し補助金を交付し支援しました。

#### 【第4期の目標】

●第4期においては、補助のあり方等を見直しつつ、引き続き事業を実施し、必要とされる当事者活動を支援します。

成年後見制度利用支援事業

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
成年後見制度 利用支援事業	実績	0件	0件	1件	目標	1件	1件	1件

【第3期の評価】

○第3期の利用は平成26年度の1件（見込み）となっています。

【第4期の目標】

●第4期には適切な制度利用が進むよう、関係者の成年後見制度への理解を深める取り組みや制度の周知を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
成年後見制度法人 後見支援事業	実績	1法人	1法人	1法人	目標	1法人	1法人	1法人

【第3期の評価】

○平成19年度から田原市社会福祉協議会に成年後見センターが設置され、法人後見が実施されています。

【第4期の目標】

●第4期でも社会福祉士や顧問弁護士の配置等により適切に法人後見業務が運営できるよう事業を継続します。

## 第2期田原市障害者計画

### 相談支援事業

相談支援事業	障害者相談支援事業	見込	H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29	
		実績	4箇所	4箇所	4箇所		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	基幹相談支援センター	見込	1箇所	1箇所	1箇所		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		実績	1箇所	1箇所	1箇所		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	住宅等入居支援事業	見込	実施	実施	実施		実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施		実施	実施	実施	実施

#### 【第3期の評価】

- 平成24年度から、従来からあった障害者総合相談センターを基幹相談支援センターとし、運営しています。
- 相談支援事業を委託したすべての事業所がその運営に関わることにより、総合相談窓口として機能を持つとともに、人材育成等、相談支援の機能強化を一体的に行っています。

#### 【第4期の目標】

- 第4期も継続して障害者総合相談センターを設置します。  
市内の相談支援事業及び人材育成の拠点として機能するよう、状況に合わせた見直しを行います。また、現状は表面化していないニーズの把握と、その解決のための検討が障害者自立支援協議会で行われるよう機能を強化し、協議会のさらなる活性化を図ります。

### 意思疎通支援事業

意思疎通支援	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実績	H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
		実績	99時間	145時間	120時間		140時間	145時間	150時間
手話通訳者設置事業	実績	-	月1回	週1回	週5回	週5回	週5回		

#### 【第3期の評価】

- 平成25年度は月2回、平成26年度は週1回、市役所庁舎内に手話通訳者を配置しました。

#### 【第4期の目標】

- 第4期中には市役所庁舎内に平日毎日手話通訳者が配置できるよう努め、市内の手話通訳派遣等のコーディネートや手話通訳者等の養成がより効果的に推進できるよう、体制を整備します。

手話奉仕員養成研修事業

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
手話奉仕員養成 研修事業	実績	-	-	-	目標	検討	検討	実施

【第3期の評価】

○現在田原市社会福祉協議会の事業として手話入門講座がありますが、内容については体験が中心となっており、手話奉仕員養成カリキュラムに沿ったものではありません。また、受講者の確保や受講後の活躍の場の提供も課題となっています。

【第4期の目標】

●第4期には、効果的な養成研修のあり方や開催方法について、課題を整理するとともに、手話通訳者等や当事者団体等から意見を参考にし、手話奉仕員養成研修開催に向けた検討を進めます。

日常生活用具給付費

		H24	H25	H26		H27	H28	H29
日常生活用具給付費	介護訓練 支援用具	0件	4件	2件	目標	4件	4件	4件
	自立生活 支援用具	8件	11件	14件		15件	15件	15件
	在宅療養等 支援用具	11件	5件	8件		10件	10件	10件
	情報・意思 疎通支援用具	8件	2件	10件		8件	8件	8件
	排泄管理 支援用具	1,020件	1,095件	1,170件		1,240件	1,310件	1,380件
	住宅改修費	0件	0件	1件		1件	1件	1件
		実績						

【第3期の評価】

○第3期にはストマ用装具等の排泄管理支援用具の支給が大半を占めました。

【第4期の目標】

●第4期には対象とする品目等の改正等、市民のニーズに合わせた支給ができるよう見直しも行き、事業を継続します。

### 参考：日常生活用具給付品目一覧

介護・訓練支援用具：	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具：	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具：	透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）等
情報・意思疎通支援用具：	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書等
排泄管理支援用具：	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器等
居宅生活動作補助用具：	移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### 移動支援事業

サービス種類		H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
移動支援事業	実績	10,379 時間	10,063 時間	10,100 時間		10,100 時間	10,150 時間	10,200 時間

#### 【第3期の評価】

○サービス利用の大きな割合を占めていた長期休暇時に介護者が不在となる児童が、近年は日中一時支援事業を利用するようになったため、全体的な支給は減少傾向にあります。しかし、市内の児童が利用する福祉サービスの中心を担っていることから、第3期には市内の事業所を対象に、児童の利用を考慮した支援等についての研修会を開催しました。

#### 【第4期の目標】

●第4期においても、より良い支援体制が構築できるよう、市内の事業所を対象とした研修会を継続して開催し、人材の確保や育成に関するニーズを「ヘルパー連携会」を中心に把握し、課題解決に向けた取組みを行います。



地域活動支援センター

地域活動支援センター			H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
	基礎型	実績	18人	21人	22人		23人	—	—
	機能強化型	実績	—	—	—		—	25人	30人
	※1 市外利用	実績	2名	2名	1名		1名	1名	1名
	※2 市民外利用	実績	1名	1名	1名	1名	1名	1名	

【第3期の評価】

○現在、基礎型事業を1か所設置しており、約20名が日中活動の場として活用しています。平成24年度からは、隣接する障害者生活支援センターの生活支援ワーカーが日中活動だけでなく生活全般も含めた支援を提供できるよう体制を見直しました。

【第4期の目標】

●第4期においては、現状の基礎型事業から機能強化型の地域活動支援センターとして事業を拡充し、精神疾患のある方が精神科医療機関を退院後に円滑に地域生活に移行できるための支援拠点として位置づけをし、また、当事者活動の活性化やボランティア養成の拠点となるよう、体制を整備します。

※1 田原市民が市外の地域活動支援センターを利用

※2 田原市以外の方が田原市内の地域活動支援センターを利用

参考: 地域活動支援センターの基礎型と機能強化型の違い

地域活動支援センターとは、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流活動を行う日中活動施設です。上記の機能のみを持つものを基礎型といいます。

機能強化型は、基礎型の機能に加え相談支援事業も一体的に行い、相談支援のほか、ボランティア養成、周知啓発及び当事者活動支援等の機能も併せ持ちます。

任意事業

		H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29	
任意事業	訪問入浴サービス	実績	-	41回		50回	50回	50回	50回
	日中一時支援事業	実績	889日	939日		1,454日	1,550日	1,600日	1,600日
	自動車運転免許取得費助成	実績	2件	1件		1件	2件	2件	2件
	自動車改造費助成	実績	1件	0件		1件	2件	2件	2件

【第3期の評価】

○平成24年度から訪問入浴サービスを開始しました。

また、日中一時支援事業については、第3期期間中に市内に4つの事業所が増え、これまで障害福祉関係サービス事業所がなかった旧渥美町地区にも創設されました。その結果、長期休暇時に移動支援事業を利用していた児童が日中一時支援を利用するようになり、利用者数は増加しています。

【第4期の目標】

●第4期でも訪問入浴サービス、日中一時支援事業、自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成の事業を継続し、市の実情に応じた事業を展開していきます。

また、日中一時支援事業については、現在市内に事業所がない障害児通所支援等の代替的なサービスとして利用されている実態を考慮し、事業所へ児童の支援についての情報提供を行い、支援の質の向上を図るとともに、将来的に障害児通所支援等の事業へ転換できるよう、周知啓発や情報提供を行います。

その他のサービスに関する方針

障害福祉サービスや地域生活支援事業等、障害者総合支援法に定められたサービス以外のサービスで、田原市で暮らす障害のある人に必要となる事業を市独自で実施します。

サービス種類	H24	H25	H26		H27	H28	H29
障害者手当	2,611 人	2,634 人 (見直し)	2,643 人		2,650 人	2,670 人	2,680 人 (見直し)
障害者生活支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所		1 箇所 (検討)	見直し	—
福祉タクシー・バス電車回数券、 元気パス購入助成券 福祉有償運送利用助成券	468 人	444 人 (見直し)	450 人		460 人 (見直し)	465 人	470 人
人にやさしい住宅リフォーム補助金	0 件	1 件	4 件		5 件	5 件	5 件
緊急コールシステム	5 人	5 人	5 人	目標	5 人	5 人	5 人
重度身体障害者 寝具乾燥消毒サービス	0 人	0 人	0 人		1 人	1 人	1 人
訪問理美容サービス	6 回	3 回	2 回		5 回	5 回	5 回
重症心身障害児者短期入所 利用支援事業費補助	1 件	1 件	1 件		1 件※	1 件※	1 件※
障害者共同生活援助 事業費補助	5 件	6 件	6 件		6 件※	7 件※	8 件※
医療ケアを必要とする人の 短期入所利用費補助	—	—	—		検討	実施	実施

※愛知県が実施する事業と一体的に行っているため、県の動向に注視しつつ必要に応じ内容を見直します。  
※H26 の数値については見込みです。

第3期障害福祉計画の評価と第4期障害福祉計画の目標

【第3期の評価】

○第3期には今後の継続的な事業実施を目的に、障害者手当の支給額について見直しを行いました。また、移動手段の確保を目的とした福祉タクシー・バス電車回数券の交付に加え、元気パスの購入助成券の交付も開始しました。

【第4期の目標】

●第4期には地域活動支援センターの機能拡充に伴い、障害者生活支援センターのあり方について廃止、統合も視野に入れた検討、見直しを行います。また、医療的ケアを必要とする方が安心して利用できる短期入所事業所確保のための取組みを進めます。障害者手当の支給についても、制度が安定的かつ効果的に実施できるよう、見直しを行います。さらに、福祉タクシー・バス電車回数券、元気パス購入助成券、福祉有償運送利用助成券についてもニーズに合わせた内容の見直しを行います。

### (3) 障害児支援の充実

障害のある児童が健やかに育ち、将来、共生社会の担い手として社会参加するためには、幼少期から将来を見すえた適切な療育環境の整備が必要です。

そのため、児童を取り巻く教育機関や福祉関係機関の連携を強化し、ライフステージごとに支援が途切れない体制づくりを目指します。また、児童の最も身近な支援者である保護者が安心して子育てができるよう必要な情報や支援を提供します。

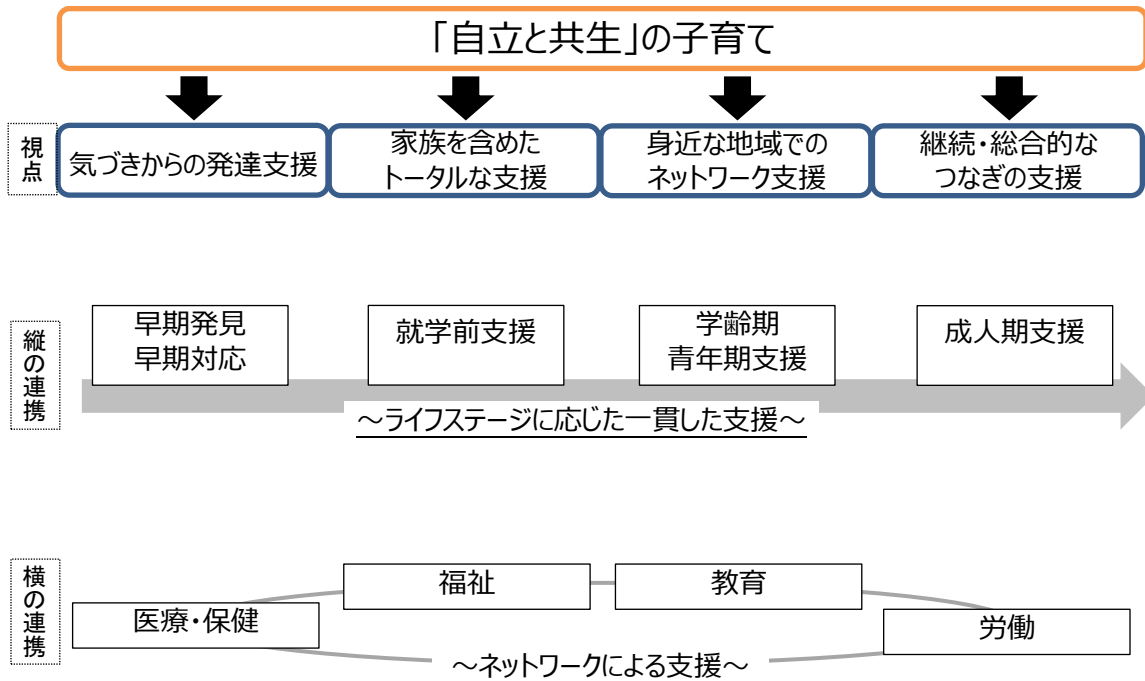
#### 障害児支援体制の構築

- 児童の障害に早期に気づき、適切な支援を提供するため、乳幼児期から保健師等による家庭訪問、育児相談や健診、健診事後教室（めろんちゃん・ひよこ教室）等を実施しています。また、児童発達支援教室（ちゅうりっぷ・なかよし教室）を開催し、児童の発達段階に応じた支援を提供しています。これらの早期発見と早期の支援提供、及び保護者の育児支援を関係機関の連携のもと充実していく必要があります。
- 障害のある児童が健やかに育ち、大人になった際に円滑に社会参加できるようになるためには、療育に関する機能を充実させるとともに、児童が最も多くの期間を過ごす学校を中心に、放課後や休日等に利用する福祉サービス事業所との連携を強化する必要があります。また、ライフステージごとに支援が途切れないような支援体制の構築も必要です。
- 障害児の支援体制については、「自立と共生」の子育てが可能なまちづくりを目指し療育の充実と切れ目のない支援体制の強化を目指します。
- 療育の充実については、市内にある資源の活用と見直しを行い「横の連携」を強化することで必要な機能の確保に努めます。また、ライフステージごとに支援が途切れないよう、「障害者支援検討会」のネットワークを活用し「縦の連携」を強化します。

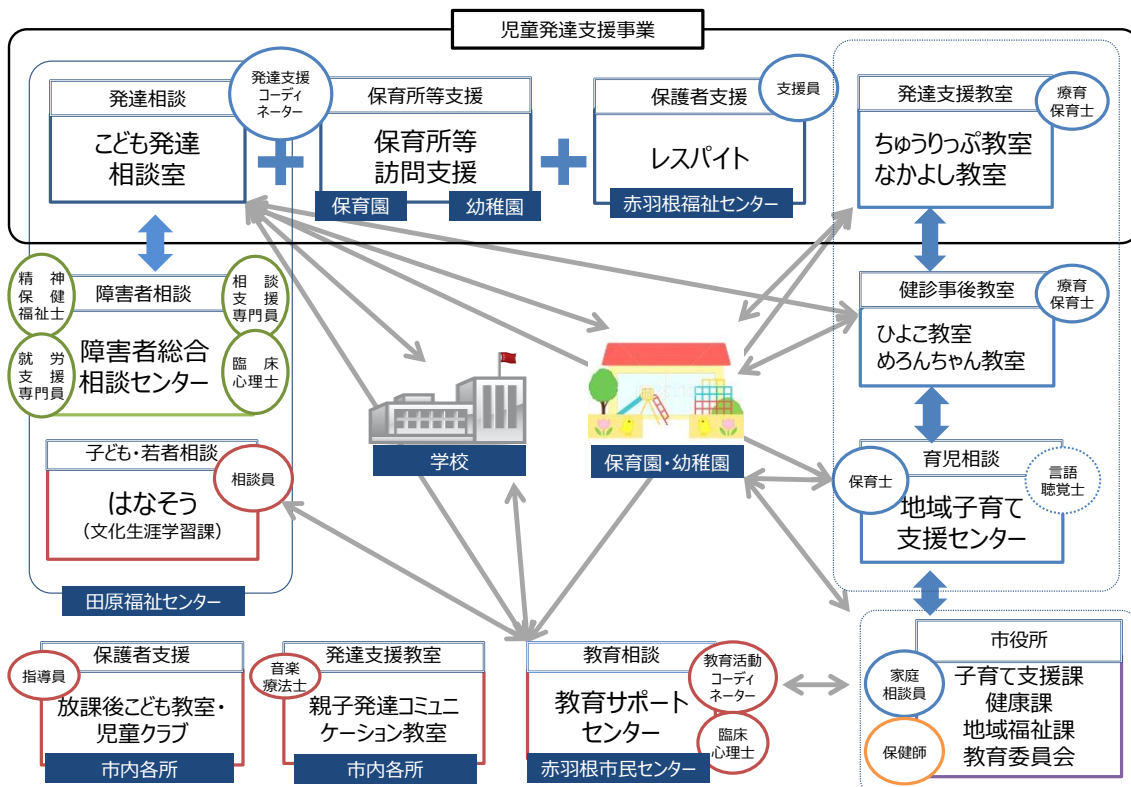
#### 障害児保育に関する取組み

- 現在、市内3保育園で、肢体不自由があり集団生活が可能な3歳以上の児童の保育を行っています。その他の障害のある児童で集団生活が可能な3歳以上の児童の保育を全園で行っています。
- また、児童発達支援教室として、育児不安や乳幼児の発達に心配のある保護者等を対象に、山北保育園と旧和地保育園で乳幼児の発達相談や個別相談を行っています。障害のある児童の保育を充実するとともに、児童発達支援教室は今後利用者増が見込まれることから、教室の開催回数増や開催場所の見直しを行います。

参考：障害児支援の基本的視点と連携

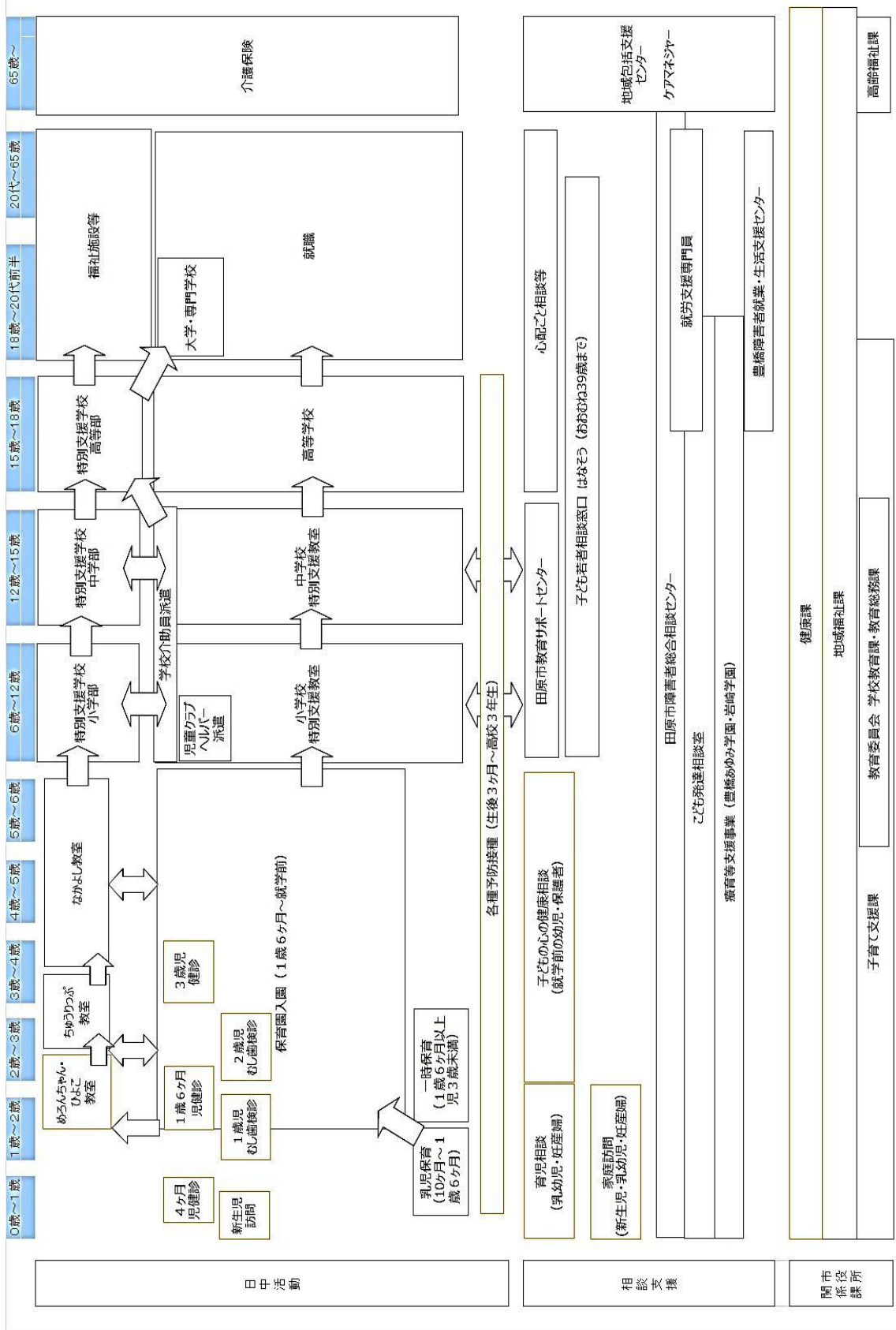


参考：健康福祉部と教育部の児童の支援体制のイメージ



# 第2期田原市障害者計画

参考: ライフステージの流れと市内の関係機関



### 障害児通所支援等の状況と推計

平成 24 年度の法改正により、障害のある児童向けの福祉サービスが児童福祉法に規定され、障害児を対象としたサービスの体系が再編されました。今後の障害児通所支援の目標値を定め、サービスの提供体制を整備します。

サービス種類		H24	H25	H26		H27	H28	H29
児童発達支援	実績	0 人日	20 人日	30 人日	目標	30 人日	40 人日	40 人日
		0 人	2 人	3 人		3 人	4 人	4 人
医療型 児童発達支援	実績	11 人日	0 人日	0 人日	目標	0 人日	0 人日	0 人日
		1 人	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
放課後等 デイサービス	実績	0 人日	0 人日	0 人日	目標	30 人日	30 人日	75 人日
		0 人	0 人	0 人		2 人	2 人	5 人
保育所等 訪問支援	実績	0 人日	0 人日	2 人日	目標	5 人日	10 人日	10 人日
		0 人	0 人	1 人		1 人	2 人	2 人
障害児 相談支援	実績	2 人	1 人	3 人	目標	1 人	2 人	3 人

※H26 の数値については見込みです。

### 第 3 期障害福祉計画の評価と第 4 期障害福祉計画の目標

#### 【第3期の評価】

○現在、田原市内に障害児通所支援事業所がないことから、利用実績については市外の事業所の利用のみとなりました。

#### 【第4期の目標】

●今後は、豊橋市立くすのき特別支援学校が開校することから、放課後等デイサービスの利用増も見込まれます。障害児通所支援に関するニーズを把握し、市内での事業展開を支援するため、事業所等への情報提供を行います。

その他のサービスに関する方針

児童福祉法に定められているサービス等だけでは解決できないニーズに対応するため、市独自のサービスを提供します。

サービス種類	H24	H25	H26	目標	H27	H28	H29
障害児レスパイトサービス	延119人 (見直し)	延131人	延135人		延140人 (検討)	見直し	—
放課後児童クラブヘルパー派遣	0人	0人	0人		1人	1人	1人
障害児童生徒学校介助員派遣	10人	8人	6人 (見直し)		6人 (見直し)	6人	6人
福祉施設通園交通費補助	1人	2人	4人		4人	4人	4人

第3期障害福祉計画の評価と第4期障害福祉計画の目標

【第3期の評価】

○平成24年度からレスパイトサービス事業の利用対象者を児童のみとし、新たに宿泊レスパイトサービスを開始しました。

また、障害児童生徒学校介助員派遣事業は、平成26年度から個別の派遣支援計画を作成することとし、さらに入学前から児童に関する障害特性の把握の強化をする等、一人ひとりに適切な支援ができるよう、運営方法の見直しを行いました。

【第4期の目標】

●障害児レスパイトサービス事業については、平成28年度に予定している地域活動センターのあり方を見直しにあわせ、市内全体の療育体制の一部を担う事業として実施方法を見直します。障害児童生徒学校介助員派遣事業については、派遣計画の作成を継続し、よりよい派遣のあり方について障害者支援検討会を中心に検討を行います。



#### (4) サービスの質の向上

障害福祉サービス等を提供する事業所は、充足はしていないものの、毎年徐々に増えつつあり、支援の内容も多様化しています。今後は、サービスの種類、量の増加に加え、重度の障害のある人へ適切な支援ができるよう支援の質の向上と、多様なニーズに応えるためのサービス内容の質の向上を目指す必要があります。

##### 当事者活動の活性化

- サービスの質の向上のためには、サービスを利用する当事者の自立に向けたニーズを把握し、サービスの内容に反映する取組みが必要です。そのためには、当事者へのサービスに関する情報提供と当事者活動活性化のための支援を行うとともに、把握したニーズを事業所等に伝える必要があります。
- 障害者総合相談センターを中心に、市内の相談支援体制を強化し、ニーズ把握を行うとともに、障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、当事者活動の活性化のための取組みを進めます。

##### 障害福祉サービス事業所等の増加に向けた取組み

- 田原市における障害福祉サービス等の事業所数、定員やサービス種類については十分な量が確保されているとは言えない状況にあり、今後も市内外の法人にサービス事業の展開を促していく必要があります。
- そのため、事業所が市内のニーズを把握できるよう、障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、障害福祉計画等に関するニーズの把握結果や分析した内容等の情報、障害福祉施策に関する情報の提供を行います。

### (5) 人材の育成と確保

全国的に福祉サービス業に従事する人の確保は課題となっており、田原市も例外ではありません。将来にわたり質の高い支援体制が構築できるよう、様々な取組みにより人材の育成と確保に取り組みます。

#### 福祉サービス従事者の支援力向上に関する取組み

- 質の高い支援体制を構築するためには、障害のある人の支援について専門性のある人材の育成が必要です。そのためには、日々の業務を通じた支援力の向上に加え、従事者が自ら学び支援力を高めるための研修機会の確保が必要です。
- 市内の障害福祉サービス等従事者が、それぞれの経験にあった研修を身近な場所で受けることができる機会を確保するとともに、事業所で行われる人材育成の活性化が図られるよう情報提供を行います。また、「支援力の高い人材が育つまち」を目指し、障害者自立支援協議会で人材の育成について課題の共有と検討を行います。

#### 田原市立田原福祉専門学校の取組み

- 田原福祉専門学校では、「介護福祉士の養成」を行う一方で、市内在住者等を対象に「介護職員初任者研修」を開講し、障害や年齢にかかわらず安心して暮らすことができるよう、必要な担い手の養成を行っています。さらに、平成28年度から「介護福祉士実務者研修（通信制）」を開講する予定です。
- また、地域貢献連携事業として、多くの市民が介護について楽しく学べる学習の場である「オープンカレッジ」の開校や、市内の小中学校や高校に出向き福祉の魅力を紹介する「福祉学習支援事業」等を行っています。
- 今後も、専門的な支援が提供できる担い手を養成する仕組みを強化するとともに、卒業生や修了者が地域や事業所等で幅広く活躍できるよう、関係機関との連携を強化し地域福祉力の強化を推進していきます。

#### 福祉教育の推進

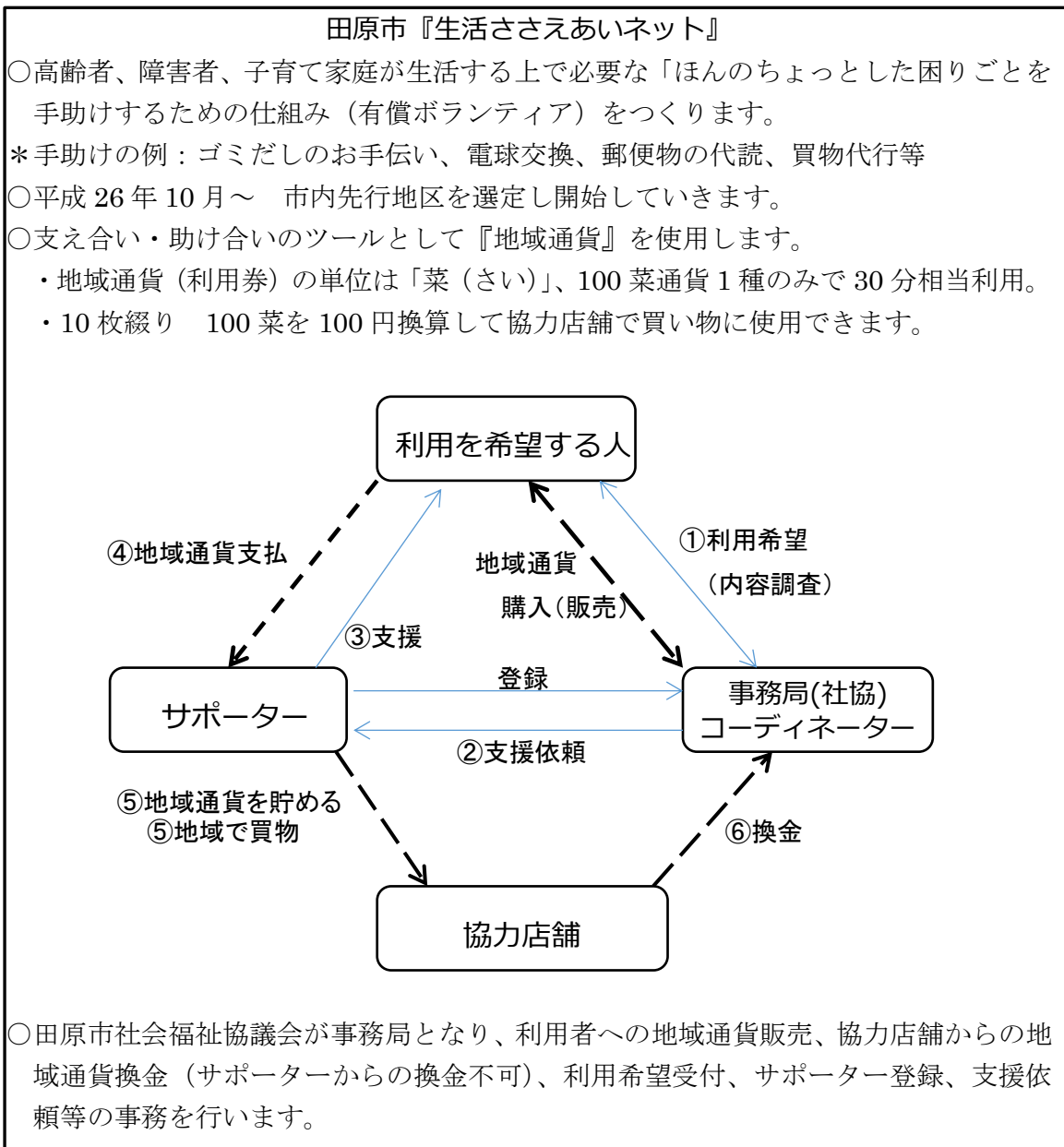
- 現在、田原市社会福祉協議会を中心に、市内の小中学校等で福祉実践教室や講演会を行っており、障害のある人や高齢者も暮らしやすいまちづくりを担う一員として必要となる、思いやりの心や配慮、行動についての周知啓発活動を行っています。
- 今後も、福祉教育や生涯学習等、子どもから大人までが福祉について学べる機会を充実し、数十年先を見ずえた人材育成活動を推進していきます。

#### 市民活動やボランティア活動の活性化

- 市民活動やボランティア活動を支援する機関として、「市民活動支援センター」や「ボランティアセンター」を設置し、市民との協働のまちづくりを進めています。
- 田原市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターや、市内の団体で構成されるボランティア連絡協議会と連携し、活動に関心はあるものの活動に至らない人のきっかけづくりを進め、ボランティア活動に参加しやすい環境作りに努めます。

- 市民活動支援センターにおいて、市民活動に関する相談や情報提供、市民活動を担う人材育成のための研修及び講座の開催等により、市民活動支援体制の強化と充実を図ります。
- 市民活動団体に対して、各種支援制度を運用することで、市民活動の促進に努めます。
- 田原市社会貢献活動災害補償制度により、市民のボランティア活動中の事故を救済し、安心して社会貢献活動が実施できる体制作りを努めます。
- 平成 26 年度から、公的サービスでは対応できない日常生活でのちょっとした困りごとを有償ボランティアにより解決する仕組みである「生活ささえあいネット」事業を開始しています。事業の活性化により住民相互の支え合いや助け合いの体制を築き、障害のある人も暮らしやすい地域づくりを促進します。

図：生活ささえあいネットの概要



## 2 保健・医療

障害のある人の中には、福祉サービスだけでなく医療的なケアを必要とする人がいます。そのような方も安心して暮らせるよう医療の充実が求められています。

また、職場環境の変化やそのストレス等取り巻く環境を背景に、こころの問題を抱える人も増えています。今後、こころの健康づくりや精神疾患、障害に関する理解を促進していく必要があります。

### ☆分野別の重点課題☆

- 医療機関等との連携
- 障害者の健康づくりに関する取組み
- こころの健康に関する取組み
- 障害者の医療に関する取組み

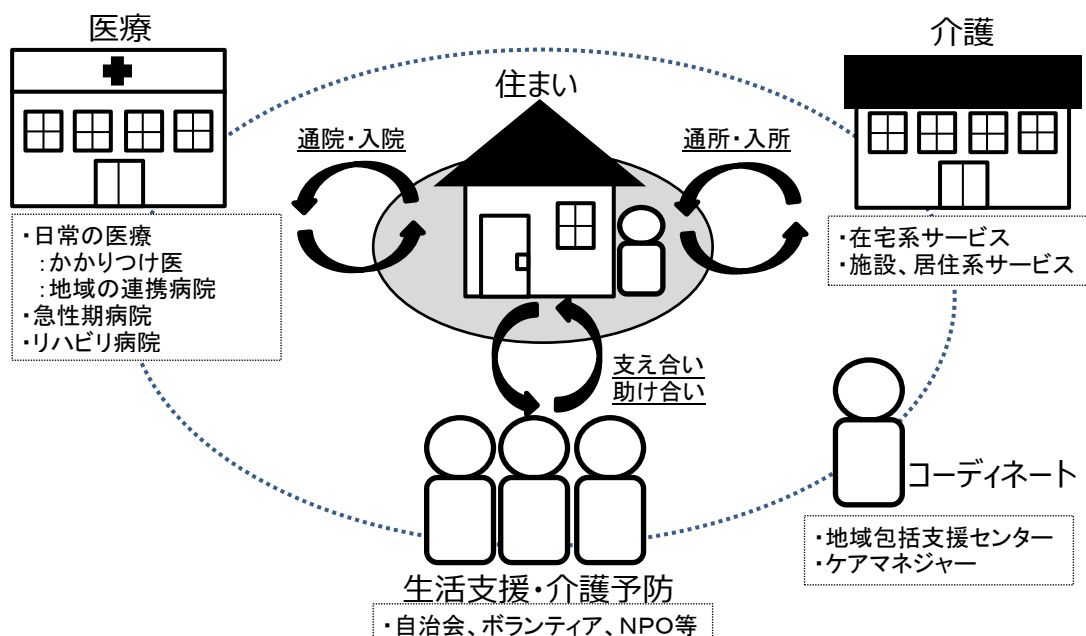
### (1) 医療機関等との連携

医療的なケアを必要とする人も安心して地域で生活するために、本人を中心とした医療や福祉、また、地域の関係機関が連携した包括的な支援体制の構築を目指します。

#### 医療と福祉の連携の推進

- 田原市は平成26年1月から在宅医療連携拠点推進事業と平成26年4月からは愛知県地域包括ケア推進モデル事業を実施し、医療と福祉の連携に取り組んでいます。
- 地域包括ケアシステムの構築についての方針と整合性を図り、今後も医療・福祉の連携体制強化による顔の見える関係の構築、福祉と医療の切れ目のないサービスの提供により、障害のある人も安心して自宅で療養できる体制づくりを目指します。

参考：地域包括ケアシステムのイメージ



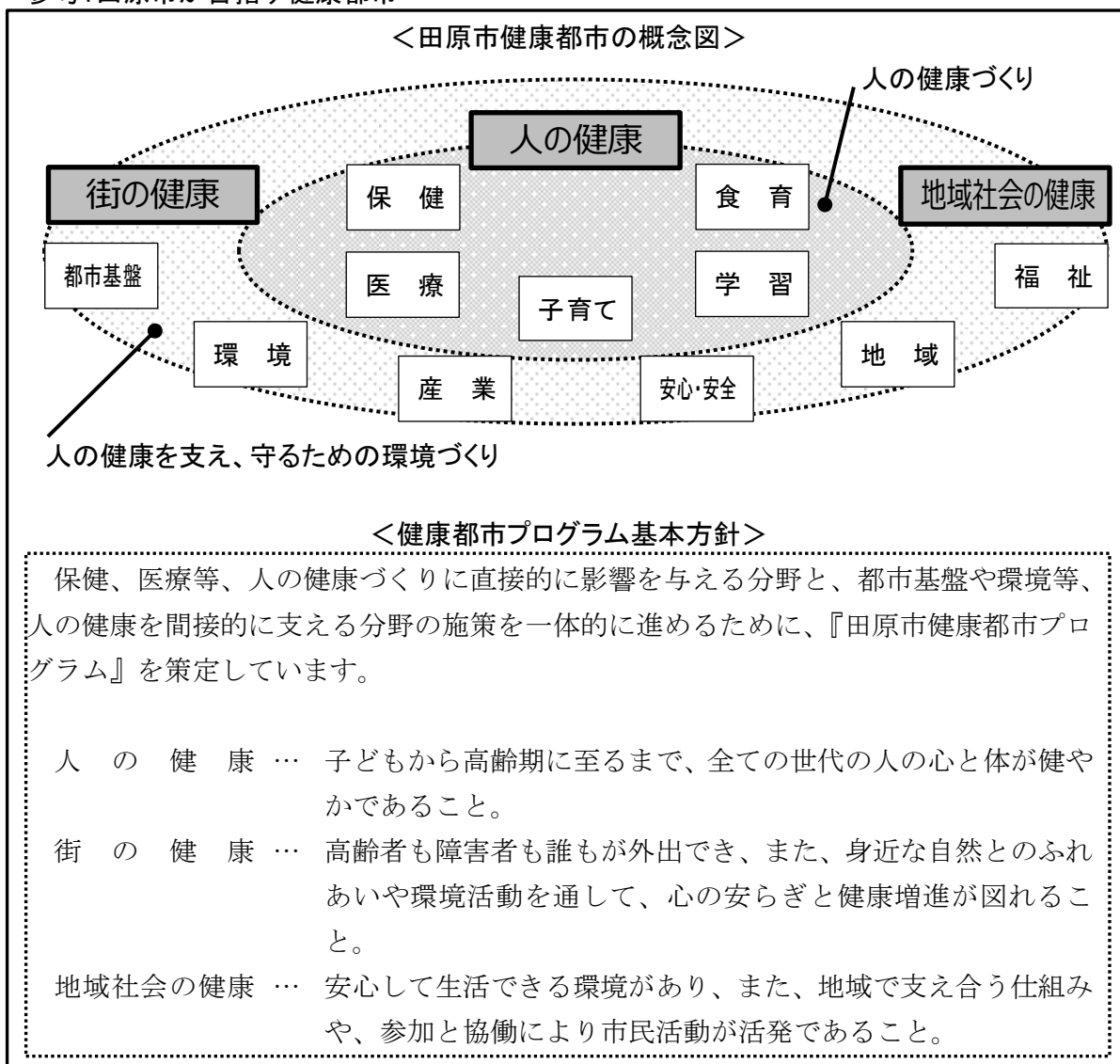
**(2) 障害者の健康づくりに関する取組み**

田原市の健康分野の実施計画として「健康たはら21」を策定し推進しています。障害のある人の健康づくりを推進するため、「健康たはら21」との整合性を図り、障害の重度化や他の疾患の併発の予防、また、障害の早期発見や早期対応のため各種健診や健康相談についての周知啓発を行います。

また、田原市は、平成25年7月にWHO（世界保健機関）が提唱する健康都市連合に加盟しました。健康都市とは、保健、医療の分野に加え、環境、教育、文化、まちづくりなど幅広い分野の活動により、そこに住む人のよりよい健康と生活の質の向上を促進する都市環境を提供する都市のことです。

保健や医療等、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境等、人の健康を間接的に支える分野の施策を一体的に進めるための「健康都市プログラム」を策定し、健康都市の実現に向けたまちづくりを推進します。また、健康都市推進プロジェクトの一環である「たはら健康マイレージ」等の事業を実施し、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境を整備します。

参考：田原市が目指す健康都市



### 健康診査や健康相談等の充実

- 生活習慣病等の疾患による障害を予防するため、健康診査を行い、疾患の予防・早期発見の対応を図ります。また、乳幼児期等の疾患の予防や早期対応のため、健康診査や相談体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携を図り、疾患の予防や健康づくりの維持・増進を支援します。

#### 参考：健康の維持や疾患の予防に関する取組み

事業名	事業内容
妊婦健康診査事業	妊娠中の自己管理のため、妊娠期間に公費で検診を受けられる受診票を交付します。
母子健康手帳の交付	個別交付にて保健師及び栄養士による健康教育・相談等を実施し、必要な情報提供を行います。ハイリスク妊婦への支援の充実を図ります。
乳幼児健康診査事業	4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査体制を充実し、疾病及び障害の早期発見に努めます。また、育児不安を持つ保護者への育児支援を図ります。
未熟児育成医療給付事業	出生時の体重が2,000g以下又は、生活力が特に弱い未熟児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められる場合、養育に必要な医療費を助成します。
乳幼児を対象とした 訪問・健康相談・健康教育	保護者の育児上の不安や悩みに対して、専門職が訪問又は相談に対応し、子どもの発育・発達に応じた保健指導に努めます。
成人の健康診査	生活習慣病予防の必要性を周知し、疾病の早期発見・早期治療を図るため、がん検診等の受診率の向上に努めます。
障害者（児）の歯科の健康 づくり	田原市歯科医師会と連携し、障害者（児）への歯科検診などの情報提供と、かかりつけ医を持つための普及啓発を行います。
健康相談・健康教育	食事や運動、生活習慣、がん検診、認知症の予防等の健康づくりに関する健康教育で知識の普及を図ります。また、健康管理上健康相談が必要な方に、健康相談を行います。
訪問指導事業	健康管理上、問題を抱える対象者に対し、保健師等が家庭訪問による支援を行います。
情報提供	広報紙、ホームページ、健康カレンダー等により、病気の予防や健康づくりに関する情報を発信します。

### (3) こころの健康に関する取組み

こころの健康を保つためには、睡眠や休養を十分に摂り、ストレスについての知識を深めることが重要です。また、気軽に相談できる相手や必要に応じた支援機関との連携も必要です。

#### 相談窓口の充実と周知啓発

- こころに不調を感じたときに悩みを相談できる相談窓口の充実を図ります。また、保健所や精神科医療機関と連携し、相談の内容に応じ適切な支援を提供します。
- 家族や仲間のこころの変化に気づき理解することが必要です。こころの病気に対する理解を深めるための取組みを進めます。

### (4) 障害者の医療に関する取組み

医療を必要とする障害のある人の負担を軽減し、安心して生活できるよう施策を推進します。

#### 医療費の負担軽減

- 障害のある人やその家族の経済的負担を軽減することで、障害のある人も安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の助成・各種医療の給付を行います。
- また、障害種別や状況に応じた適切な医療が受けられるよう、医療費助成制度の周知に努めます。

参考：障害種別に応じた医療費助成制度

対象者(身体障害・知的障害)	助成の内容
1～3級の身体障害者手帳所持者 (腎臓機能障害は4級) (進行性筋萎縮症は4～6級) A・B判定の療育手帳所持者 自閉症状群と診断されている方	・医療保険における自己負担額の全額

対象者(精神障害)	助成の内容
1・2級の精神障害者保健福祉手帳を持っていない方で、次の①か②のいずれかに該当する方 ①精神障害と診断され、自立支援医療(精神通院)を受けている方 ②精神障害と診断され、入院している方(措置入院の方は除く)	・通院の場合 医療保険における精神障害治療に必要な通院医療費の自己負担額の全額 ・入院の場合 医療保険における精神障害治療に必要な入院医療費の自己負担額の半額
1・2級の精神障害者保健福祉手帳所持者	・医療保険における自己負担額の全額

### 3 教育・文化・芸術・スポーツ

障害のある児童生徒が、必要な支援や配慮のもと、障害のない児童生徒と共に学ぶ仕組みの構築が求められています。

また、障害があっても円滑に文化芸術活動やスポーツを楽しむことができる体制づくりも必要です。

#### ☆分野別の重点課題☆

- インクルーシブ教育に関する取組み
- 切れ目ない支援体制の構築
- 文化芸術、スポーツ振興に関する取組み

#### (1) インクルーシブ教育に関する取組み

インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもへの適切な支援・指導の充実を目指すものです。子どもたちを中心に周りの人々や学校、関係機関がしっかりと連携し、将来、子どもたちが活躍できる共生社会を目指します。

#### 障害児生徒学校介助員に関する取組み

- 障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう介助員を派遣し、必要な支援を行います。一人ひとりの状況に合わせ、身体的な介助や生活のサポートを行います。
- 今後は、よりよい派遣の在り方について「障害者支援検討会」を中心に検討を進め、制度の見直しを行います。

#### 障害児教育の環境整備

- 障害のある児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた人的配慮や環境整備の充実を図ります。
- 保育園や幼稚園との連携や、教育サポートセンターや子ども・若者総合相談窓口はなそう、その他の関係機関との連携を強化するため、障害者支援検討会と「特別支援教育連携協議会」を合同で開催し、障害のある児童生徒の教育環境を整備します。

#### (2) 切れ目ない支援体制の構築

特別な支援を必要とする児童生徒について、長期的な視点に立ち一貫して適切な教育的支援を行うために、個別の指導計画を保護者の理解を得て作成し、適切な支援・指導の充実を目指します。

#### 教育支援の充実

- 障害のある幼児に対する早期からの教育相談・支援から、就学・就労の相談・支援まで、自立のための教育支援を継続的に行います。
- 就学や就労については、障害者総合相談センターの相談支援専門員が在学中から関わり、円滑にライフステージの移行が進むよう、関係機関と連携を図ります。



### 特別支援学校等との連携

- 特別支援学校との交流及び共同学習を積極的に推進します。また、特別支援学校による巡回相談活動や事例研究会を行い、教員の研修を深めます。
- また、これまで通学の負担等から、市内への特別支援学校の設置について障害者支援検討会等での検討や要望等を行ってきましたが、平成27年度に豊橋市立くすのき特別支援学校が開校することとなりました。今後は、県立の特別支援学校に加え、豊橋市立くすのき特別支援学校と連携するとともに、開校に伴うニーズの変化の把握に努めます。

### (3) 文化芸術、スポーツ振興に関する取組み

障害のある人もない人も文化芸術活動やスポーツに親しめる環境を整備し、交流を通じた障害の理解と障害のある人の社会参加の促進を図ります。

#### 文化活動・スポーツ等への支援

- 生涯学習活動等への障害のある人の参加促進を図るとともに、障害のある人の人権を重点に、障害を理解するための学習機会を提供することで、障害のある人の社会参加の促進を図ります。
- 田原市博物館・吉胡貝塚資料館において、身体障害者手帳または療育手帳の提示で、本人と付き添いの方の観覧料を無料とし、文化芸術にふれる機会を促進します。
- 障害のある人もない人も、だれもが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりに取り組みます。
- 「障害者スポーツ指導員」等を育成し、適性に応じた運動と各種障害者団体でのスポーツ活動を支援できる体制を構築して、障害者スポーツの振興を図ります。

#### 図書館活用の支援

- 図書館への来館や読書に困難のある方が、読書や情報の利用ができるよう、郵送貸出や、録音・点字・大活字等、多様な形態の資料提供などにより支援します。
- 敷居が低く、誰でも来館できる図書館の特性を活かし、図書館内の展示や図書館発の各種メディアを通じて、障害のある人が自立した生活を送るために役立つ情報を積極的に発信します。
- すべての市民の知る権利を守る機関として、図書館の施設や事業について、一層のバリアフリー化を進めます。

#### 当事者団体への支援

- 障害のある人とない人が文化芸術活動やスポーツを通じて交流できるよう、当事者団体の活動を支援するとともに、各種イベントについての情報を提供し参加の促進を図ります。

## 4 就労・雇用

障害のある人が地域で安心して生活するためには、経済的な自立ができる環境が必要です。

就労意欲のある人が、その特性に応じて能力を十分発揮できるよう障害者雇用を実施する企業が増加すること、また、障害のある人と共に働くことについて、多くの市民が理解を深めていく必要があります。

### ☆分野別の重点課題☆

- 障害者雇用の促進
- 福祉的就労環境の充実

### (1) 障害者雇用の促進

障害のある人が能力を発揮しつつ安心して働き続けるためには、就職支援として一人ひとりの職業適性を的確に把握し本人にあった職場環境を提案すること、また、職場への定着支援として就業と日常生活の一体的な支援、さらに同僚や家族等周囲の人の理解が必要です。

就業と日常生活を一体的に支援できる仕組みを構築しつつ、障害者雇用のメリットについて広く企業等に周知することで理解を深め、障害者雇用の促進を図ります。

#### 就労移行支援事業所等との連携

- 障害のある人が安心して一般就労へと移行するための福祉サービスとして、就労移行支援事業や就労継続支援事業等があります。
- サービスを利用することで、障害のある人自身が就労の機会を得ることができるように、また、一人ひとりに適した職業や就労に必要な環境等を把握し、安心して働き続けることができるよう、市内の就労移行支援事業所等との連携を強化し、就労支援体制を整備します。

#### 就労支援機関との連携

- 障害のある人の就労を支援する機関として、公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等があります。
- これらの就労支援機関と連携を強化し、求職から就職、職場定着まで切れ目のない支援体制を構築します。
- また、田原市では豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）と合同で「田原市地域職業相談室」を設置し、障害者雇用に関する求人情報の提供を行っています。ハローワーク豊橋における職業相談、就職のあっせん等の就業支援により、障害のある人の就職の促進を図ります。

### 障害者雇用に関する周知啓発

- 平成 24 年度に市内の企業を対象に実施したアンケートから、障害者雇用について、「どんな仕事ならできるのか」「事故等が心配」「障害についてよく分からない」等、障害者雇用について不安があり、その原因が障害者雇用に関する情報不足であることが分かりました。
- 障害者総合相談センターに配置している就労支援専門員を中心に、パンフレットや映像等を用いて、障害者雇用に関するサポート体制についての情報提供を行い、企業等の不安解消を図ります。また、各団体との連携を強化し、障害者雇用のメリットを周知することで雇用する企業数の増加を図ります。

### 職場定着支援の強化

- 障害のある人の就労支援については、企業の開拓や仲介等の求職・就職支援だけでなく、安心して働き続けるための職場定着支援も重要です。
- 円滑に職場定着が進むよう、トライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣等制度の周知活用を促進するため、関係機関との連携を強化します。また、職場定着と日常生活の安定のための支援が一体的に提供できるよう、障害者総合相談センターに配置された就労支援専門員を中心とした支援体制の強化を図り、ジョブコーチの配置について検討します。

## (2) 福祉的就労環境の充実

障害のある人が働く場には、企業等での一般就労の場だけでなく、一般就労に向けた準備をするためのサービス事業所等、支援の環境が整備された就労の場もあります。

工賃等の増加や体験できる作業メニューを増加させることで、福祉的就労環境を充実させ、障害のある人の経済的な自立と社会参加の促進を図ります。

### 障害者就労施設等への優先調達への推進

- 市が発注する物品や役務等について、障害者就労支援施設等に優先的に発注することができます。このような取組みにより、障害者就労支援施設等を利用する方が得る工賃等の増加や、一般就労を目指す際に体験する作業内容の充実を図ることができます。
- 障害者就労支援施設等への優先調達を推進するため、市から発注できる業務の「洗い出し」や「切り出し」を行います。また、障害者就労支援施設等が受注可能な物品や役務についての情報提供を行うとともに、市の機関が発注できる業務について障害者就労支援施設等に情報提供を行います。

## 5 生活環境

障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、外出しやすい環境の整備や安心安全な居住生活環境が必要です。また、自らの意思で必要なサービスが選択できるよう、情報を得やすい環境整備や意思疎通に関する配慮も必要です。

障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインを重視した配慮あるまちづくりの推進が求められています。

### ☆分野別の重点課題☆

- 障害者に配慮したまちづくりの推進
- 情報を得やすくするための取組み
- 行政サービスにおける配慮

### (1) 障害者に配慮したまちづくりの推進

公共施設、交通機関、居住環境等における社会的障壁を除去し、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを推進し、社会参加と交流の活性化を目指します。

#### バリアフリー化に関する取組み

- 田原市では、不特定多数の人、もしくは主として障害のある人や高齢者等の移動が困難な方も利用する一定の建築物の新築時等には、多目的トイレの設置や必要な通路幅の確保等、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準への適合義務に合わせ建築しています。
- 「田原市人にやさしい街づくり推進計画」に沿い、障害のある人を含むすべての人にやさしい、バリアフリーのまちづくりを推進することにより、安心安全なまちづくりを目指します。

#### 市営住宅等の活用に関する取組み

- 市営住宅を新たに整備する際には、バリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修や障害者向けの市営住宅の供給を推進します。
- また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組みを推進します。

#### グループホームの整備に関する取組み

- 障害のある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るため、国の施設整備の補助制度等を活用し、設置を促進します。
- また、グループホーム利用者の日中活動の場の確保について、事業所に働きかけるとともに、事業所間の連携による場の確保を促進します。

### 公共交通等に関する取組み

- 障害のある人も安心して公共交通を利用できるよう、鉄道駅等のバリアフリー化や低床バス等バリアフリー対応車両の導入が促進されています。
- 障害のある人の自立と積極的な外出・社会参加を促進するため、関係者の連携・協力のもと、鉄道・路線バス等市内の公共交通ネットワークを形成し、マイカー以外の移動手段を確保します。
- 障害のある人が公共交通機関を利用する際の利便性・快適性の向上及び移動の円滑化を図るため、関係者の連携・協力のもと、バス停や鉄道駅等乗継拠点における待合環境を改善します。
- コミュニティ乗合交通の利用の際に、障害者手帳所持者に対する割引制度を創設します。
- 福祉タクシー券、バス電車回数券、元気パス購入助成券、福祉有償運送等の助成券交付や、各公共交通機関における料金割引制度を広く周知し、障害のある人の移動を支援するための取組みを推進します。
- 公共交通機関を単独で使用して移動することが困難な人のため、福祉自動車（車椅子等で乗車できる設備を装着した車両）などによる移動手段（福祉有償運送）を確保します。

### 市街地の整備に関する取組み

- 中心市街地内については、障害のある人にも配慮し、安全に歩いて楽しめるまちの形成を目指します。このため、地区内の主要幹線道路においては、十分な歩行空間を確保するよう努めます。
- また、道路の整備に当たっては、交通安全施設を整備するなど、交通の安全と円滑を確保し、道路緑化等環境整備やバリアフリー化等、人にやさしいまちづくりに配慮して快適な歩行空間を形成していきます。

### (2) 情報を得やすくするための取組み

障害のある人もない人も同じように情報を得ることができるよう、発信する情報に配慮し、意思疎通が円滑にできるよう必要な取組みを進めます。

#### 意思疎通支援の充実

- 障害のある人の日常生活や社会生活を支援するため、従来の手話通訳者や要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業を実施するとともに、事業の広報啓発に努めます。
- また、視覚障害、知的障害、発達障害、重度の身体障害等の意思疎通支援を必要とする人に対する支援のあり方について検討するとともに、情報の取得や意思疎通が困難な人への理解促進に努めます。

#### 情報のバリアフリー化

- 福祉サービスをはじめ市政に関する情報は、毎月2回発行している「広報たはら」や「田原市ホームページ」、また、ケーブルテレビの市政番組を通じてお知らせしています。また、「広報たはら」では、ボランティアが掲載内容を読み上げて録音し、「声の広報」として視覚障害のある人に利用されています。
- 田原市ホームページでは、「田原市アクセシビリティガイドライン」を設け、障害があっても同じように伝わり、同じように理解できるように努めます。

### (3) 行政サービスにおける配慮

障害のある人が利用しづらい市役所にならないよう、合理的な配慮の提供や障害の理解について、関係者の理解促進を図ります。

#### 窓口等における配慮

- 障害者差別解消法の施行に向け、市役所内で障害のある人への配慮が適切に行われるよう、関係課の職員に対し、法に関する周知啓発を行いました。
- 今後も障害者差別解消法に基づき、手話通訳者等の配置や絵や図、パンフレットを用いた誰にもわかりやすい説明等、障害のある人が必要とする合理的な配慮の提供を行います。
- また、職員に対して、障害に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における適切な配慮についての理解を深めます。

#### 選挙等における配慮

- 情報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- 移動が困難な人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。
- また、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。

## 6 安心安全

障害のある人が地域で安心して生活するためには、日常の支援や配慮だけでなく、災害時や緊急時への備えあるまちづくりやネットワークづくりが必要です。

また、消費者被害等の犯罪被害を防止し、早期発見できる仕組みづくりも求められています。

### ☆分野別の重点課題☆

- 防災対策の推進
- 防犯対策の推進
- 消費者被害の防止

### (1) 防災対策の推進

地震・津波、その他自然災害から市民の生命・財産を守るため、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければなりません。障害のある人が安心して生活できるよう、関係者との協力による避難行動支援体制の構築、情報伝達体制の整備、防災教育や防災訓練の充実強化を図ります。

#### 避難行動要支援者台帳の作成

- 災害発生時や中長期にわたる避難所での生活において、障害その他の理由により支援を必要とする人の情報を、本人の同意のうえ個別計画とあわせて台帳化し、日常生活での見守りや避難所生活を送る上で活用します。また、台帳記載の医療情報を消防署と共有化し、緊急通報時等に迅速な対応ができるようにする等、障害のある人等が安心して生活できるための支援の充実を図ります。

#### 避難行動支援体制の構築

- 平常時から、要配慮者に関する情報を把握の上、地域住民、自主防災会、民生児童委員、警察、田原市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者の協力を得て、避難行動支援体制の充実を図ります。また、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供できるよう体制を整備するほか、市内の福祉施設との協定のもと設置される福祉避難所の充実を図りつつ、障害のある人も安心して避難及び避難生活を送れるよう、各避難所へ災害時障害者サポートマニュアルの作成配布を検討します。

#### 情報伝達体制の整備

- 防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障害の特性に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達体制の整備を図ります。
- ひとり暮らしの障害のある人等が、事前の情報登録や容易な通報が可能となる設備等の導入により、緊急時に円滑に消防へ通報等ができるよう、緊急コールシステム利用の周知を図ります。



### 防災教育・訓練の充実

- 関係者の避難支援が実際に機能するか点検するとともに、要配慮者自らが避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、防災教育や防災訓練の充実強化を図ります。

### (2) 防犯対策の推進

障害のある人を犯罪から守り、緊急時にも適切に対応するための有効な手段は、地域住民による行政・警察等への速やかな通報と協力です。警察との連携を強化し、障害のある人を対象とした犯罪等の減少を目指します。

### 警察との連携

- 言語、聴覚に障害のある人等が警察へ通報しやすいよう、ファックス等による緊急通報の利用促進を図るとともに、行政と警察が協力し、事案に応じた迅速・適切な対応を行います。
- 「田原市行方不明者発生時の対応マニュアル」を活用し、行方不明となってしまった障害のある人を捜索する際に、警察との効果的な連携を図ります。
- 「田原市事件等発生時の対応マニュアル」を活用し、警察から得た犯罪に関する情報を、効果的に障害のある人へ提供します。

### (3) 消費者被害の防止

障害のある人を狙った詐欺事件や悪質商法等は近年巧妙化し、より専門的な相談機関との連携による対応が必要となっています。消費者被害にあわないよう周知啓発を行うとともに、相談窓口の充実を図ります。

### 心配ごと相談等の充実

- 日常における些細な心配ごとから、各種法律に関することまで、身近な場所で弁護士、行政相談員、民生児童委員、人権擁護委員、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、家庭相談員、母子父子自立相談員等の専門職が相談を受け付けています。

### 消費生活相談等の充実

- 巧妙化する悪質商法やインターネットの進展等により複雑・高度化する消費者問題から、障害のある人の消費生活の安全を守るため、消費生活相談員を配置し、より専門性の高い相談体制を図ります。

## 7 差別解消・権利擁護

障害者基本法が理念として掲げる、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現のためには、障害についての理解を深め、障害を理由とする差別のないまちづくりを推進する必要があります。また、虐待を未然に防ぎ、早期に発見できる体制の整備も必要です。

田原市でも、あらゆる権利侵害が起きないように、市全体で権利に関する意識を高めていくことが重要です。

### ☆分野別の重点課題☆

- 障害者差別解消の推進
- 虐待防止の推進
- 権利擁護の推進

### (1) 障害者差別解消の推進

障害を理由とした差別をなくし、市民がお互いに交流し、支えあいながら生きていく共生社会を実現します。

#### 障害者差別解消に関する周知啓発

- 障害を理由とした差別をなくすためには、偏見をはじめとした障害への理解不足を解消しなければなりません。平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」により、障害を理由とする差別的取扱いの禁止がすべての人に義務付けられるとともに、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等には義務、民間事業者には努力義務として規定されます。また、相談及び紛争の防止等のための体制整備や、障害者差別解消支援地域協議会の設置等についても規定されています。
- 今後、障害者差別解消支援地域協議会のあり方について検討を進めるとともに、協議会等の機能を活用し、相談窓口等に寄せられる差別に関する事例を多くの機関で共有することで、障害への理解と差別解消に関する周知啓発を推進します。
- また、合理的な配慮は、社会的障壁の除去について、障害のある人の意思の表明があった場合に、負担が過重でないときは障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう提供することとされており、障害のある人にもない人にも、差別の解消について正しく理解が進むよう情報提供を行います。

#### 障害者差別解消法の主な内容

- ・障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- ・社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的な配慮の提供）
- ・差別解消のための支援措置（紛争解決・相談、協議会の設置、啓発活動、情報収集）

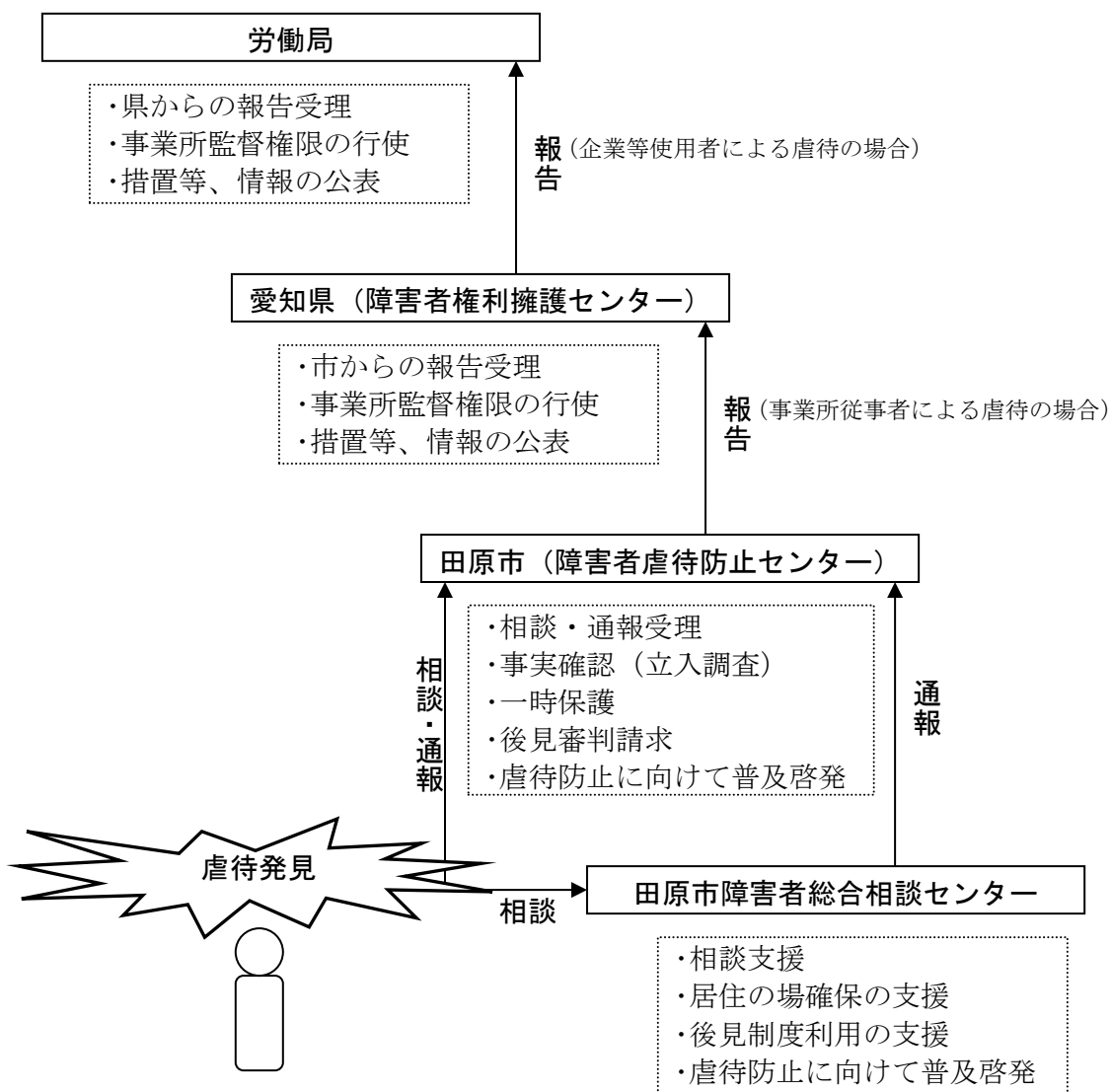
## (2) 虐待の防止の推進

障害のある人に、また、その養護者にも必要な支援と情報を届け、障害者虐待のないまちづくりを推進します。

### 障害者虐待防止センターの充実

- 虐待に至るまでの背景には、養護者への過度な負担や相談相手の不在、周囲の無理解等があることが知られています。このようなことから、過度な負担となる前に適切に相談や支援が提供される体制づくりと、虐待が起きてしまった際にも、養護者の負担軽減の方策を考え、周囲の人にも理解を求める働きかけが必要となります。
- 引き続き、障害者虐待防止センターを地域福祉課内に設置し、虐待が起きてしまった際には、障害者総合相談センター等の関係機関と迅速に連携できる体制を強化し、対応する職員向けの研修会を開催する等、障害者虐待防止センターの充実を図ります。また、養護者による虐待だけでなく、障害福祉サービス等の従事者や使用者等による虐待を防止するため、事業所等への周知啓発を行います。

参考：虐待から障害者の権利を守るための仕組み



### (3) 権利擁護の推進

障害のある人があらゆる生活の場面において、自ら選び決めることができ、権利が侵害されないまちづくりを進めます。

#### 成年後見センターとの連携

- 福祉サービスは、利用者自らの意思により事業所と契約を結び、サービス提供を受ける形態となっています。そのため、知的や精神障害、認知症等により、判断能力が不十分で契約行為ができないといった理由で、福祉サービスが利用できない状況を防ぐ必要があります。また、その他の日常生活に必要な契約行為等を支援し、権利を侵害されることなく、安心して自立した生活が送れるような体制づくりが必要です。
- そのため、田原市社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用支援や、成年後見制度を利用するほどではないが日常の金銭管理等が必要な人が利用する日常生活自立支援事業の制度の利用支援及び周知啓発を行っています。
- このような成年後見センターを中心とし、権利擁護の体制のネットワーク構築と強化を目的とした障害者自立支援協議会の部会として「権利擁護部会」を設置しています。
- 今後も障害のある人の権利を守るため、きめ細やかなネットワークづくりができるよう部会を運営するとともに、市民後見人の導入等新たな仕組みについての検討を行います。

#### 意思決定支援に関する取組み

- 障害者基本法や障害者総合支援法には、相談や成年後見等、障害のある人の権利を守るための支援において、本人の意思決定の支援に配慮することが規定されています。
- 意思決定支援とは現在のところ、明確に定義されてはいませんが、障害により考えることはできないという前提で支援をせず、誰にも意思や意向、考えや気持ちがあることを前提とし、意思を決定するまでの過程において必要に応じ適切な支援を提供するものです。
- 意思決定を適切に支援するためには、意思決定の下支えとなる「経験」、決定に必要な情報の「理解」、決定した意思の「表現」のそれぞれの過程において、障害のある人一人ひとりに合った支援を提供しなければなりません。
- そのため、相談支援機関だけでなく、サービス事業所、教育機関、地域、家族等、障害のある人を取り巻く関係者すべての意思決定支援についての理解が不可欠です。
- 障害者自立支援協議会において、意思決定支援の理解を深めるとともに、意思決定支援のあり方についても協議を進めます。また、本人の意思が最大限に配慮され権利が護られるよう、市全体の支援力を高める取組みを進めます。

## 8 広域連携

### (1) 東三河広域連合(仮称)との連携

- 広域連合とは、複数の県や市町村が行政区域にとらわれず広域的な地域づくりや住民サービスの提供等を主体的に取り組むことを目的に設置する組織です。東三河地域では、8市町村が質の高い行政サービスの提供や効率的な行政の運営等を目的に、広域連合の設立に合意し、住民サービスの向上のため、各種事務を広域連合で実施します。
- 障害福祉分野においては、障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合で実施することにより、サービスの早期利用や公平・構成な審査体制の確保、経費の削減等の実現が見込まれています。東三河広域連合(仮称)との密な連携により事務の円滑化を進め、市民サービスの向上を図ります。

### (2) 東三河南部圏域との連携

- 田原市は愛知県の障害福祉圏域としては、豊橋市、豊川市、蒲郡市とともに東三河南部圏域に位置しています。市内で解決できない課題は圏域で調整し解決に向けた取組みを進める必要があるため、圏域の市との連携を強化します。
- また、圏域内の相談支援や協議会の体制強化のために配置された地域アドバイザーを中心に、各市の基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の育成等について相互の協力体制を構築します。

### (3) 福祉先進地との連携

- 障害のある人も安心して暮らせるまちづくりについて、先進的な取組みを行っている市町村は数多くあります。このような福祉先進地から講師等を招き、市民等を対象とした講演会等を開催し、田原市の福祉施策に反映する取組みを行っています。
- 今後も、田原市にとって必要と思われる施策等について先進地から学ぶ際には、市民や関係団体と共有し、協働体制が構築できるような取組みを行います。

## IV 推進体制

---

# 1 推進体制の確保

## (1) 推進に関する連携協力体制の確保

### 田原市障害者自立支援協議会との連携

- 計画の推進に当たっては、障害者自立支援協議会において随時報告し、進捗状況等について共有します。また、計画の推進に際し、把握された課題等については、その都度協議し、障害者自立支援協議会の各委員との連携のもと、解決に向けての取組みを進めます。

### 関係機関・団体との連携

- 計画の推進に当たっては、行政だけでなく市民をはじめ各関係機関との協働のもと、施策を実施する必要があります。協働に必要な情報の提供等を行い、関係機関や関係団体等との連携を強化します。

## (2) 広報・啓発活動

### 「共生のまち」田原市を考える会の取組み

- 「共生のまち」田原市を考える会は、障害の有無にかかわらずだれもが暮らしやすいまちづくりを目指し、障害者自立支援協議会の事務局を中心に構成された団体です。毎年「共生のまちフォーラム」を開催し、障害福祉に関する周知啓発を行っています。
- 今後も「共生のまち」田原市を考える会を、田原市の障害福祉施策に関する周知啓発団体と位置づけ、障害の理解や誰もが暮らしやすいまちづくりについての講演会を開催し、計画についても市民に向けて広報啓発活動を実施します。

## V 参考資料

---



# 1 田原市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号の規定に基づく相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステム作りについて中核的な役割を果たす協議の場として、法第89条の3第1項の規定に基づき、田原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- (2) 田原市障害福祉計画の策定及び達成状況の確認
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 委託相談支援事業者の運営評価
- (5) 困難事例の対応の協議
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、全体会議、運営会議、事務局会議（以下「会議等」という。）及び個別検討会をもって構成する。

- 2 全体会議は、田原市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、田原市障害福祉計画の策定及び達成状況の確認、地域の社会資源の開発及び改善、困難事例の対応の協議並びに委託相談支援事業者の運営評価を行うものとする。
- 3 運営会議は、田原市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、困難事例の対応の協議、支援を必要とする障害者の支援検討、支援計画の策定及び見守りを行うものとする。
- 4 事務局会議は、全体会議及び運営会議の円滑な運営並びに障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化のための協議及び情報の共有を行う。
- 5 前条に規定する事項について、必要な事業実施及びより専門的な連絡調整を行うため、必要な構成員により個別検討会を置くことができる。

(構成員)

第4条 会議等は、別表1及び別表2に掲げる機関等により構成する。

- 2 会議等の委員は、別表1に属する者及び別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 会議等の委員の加入については、運営会議で検討し、第5条第1項に規定する全体会議会長が認めた者を充てる。
- 4 個別検討会の委員は、別途要綱で定める。

(会長及び副会長)

## 第2期田原市障害者計画

第5条 会議等に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 全体会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。

2 運営会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。

3 事務局会議は、田原市健康福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）又は田原市障害者総合相談センター（以下「総合相談センター」という。）が招集し、議事をつかさどる。

4 個別検討会は、別途要綱に定める会長又は地域福祉課及び総合相談センターが招集し、議事をつかさどる。

5 必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

6 会議に係る庶務は、地域福祉課及び総合相談センターにおいて処理する。

(議事録及び会議の公開)

第7条 地域福祉課及び総合相談センターは、会議等について議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 会議等及び会議等の議事録は、公開するものとする。ただし、会議等において公開しない旨を協議した場合及び個人情報に係る場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営に係る必要な事項は、会議等の協議により定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月10日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

No.	機 関 名	会 議 区 分		
1	田原市地域コミュニティ協議会	全体会議		
2	田原市民生児童委員協議会	全体会議		
3	田原市ボランティア連絡協議会	全体会議		
4	田原市商工会	全体会議		
5	渥美商工会	全体会議		
6	田原青年会議所	全体会議		
7	愛知みなみ農業協同組合	全体会議		
8	田原市社会福祉協議会	全体会議	運営会議	事務局会議
9	田原市身体障害者福祉協会	全体会議		
10	田原市手をつなぐ育成会	全体会議		
11	田原市精神障害者家族会	全体会議		
12	愛知県立豊橋特別支援学校	全体会議		
13	愛知県立豊川特別支援学校	全体会議		
14	精神病院ケースワーカー代表	全体会議	運営会議	
15	愛知厚生連 渥美病院	全体会議		
16	豊橋公共職業安定所	全体会議		
17	愛知障害者職業センター豊橋支所	全体会議		
18	障害児(者)地域療育等支援事業	全体会議	運営会議	
19	豊橋障害者就業・生活支援センター	全体会議	運営会議	
20	愛知県豊川保健所	全体会議	運営会議	
21	愛知県東三河福祉相談センター	全体会議		
22	蔵王苑	全体会議	運営会議	
23	蔵王の杜	全体会議	運営会議	事務局会議
24	田原授産所	全体会議	運営会議	
25	NPO法人おおぞら	全体会議	運営会議	
26	社会福祉法人さわらび会 あかね荘	全体会議		
27	NPO法人ふい〜る工房	全体会議	運営会議	事務局会議
28	NPO法人ゆずりは学園	全体会議		
29	田原市障害者生活支援センター	全体会議	運営会議	事務局会議
30	NPO法人気分爽快	全体会議	運営会議	

## 第2期田原市障害者計画

別表2（第4条関係）

No.	機 関 名	会 議 区 分		
1	田原市教育委員会	全体会議		
2	田原市商工観光課	全体会議		
3	田原市農政課	全体会議		
4	田原市子育て支援課	全体会議		
5	田原市健康課	全体会議		
6	田原市地域福祉課	全体会議	運営会議	事務局会議

## 2 用語解説

---

### あ

#### 【アクセシビリティ】

年齢や障害の有無等に関係なく、だれでも必要とする製品やサービス、情報等を利用できることをいいます。田原市ホームページでは、「田原市アクセシビリティガイドライン」により、使用文字や配色、音声読み上げへの対応等に関する基準を設け、情報を提供しています。

#### 【アセスメント】

障害のある人のニーズのほか、障害の特性、身体状況、医療の状況、周囲の環境、過去の行動や様子等、障害のある人の状態を把握することです。この過程で得られた情報から課題解決に向けた計画を作成し、サービス等を提供します。

### い

#### 【インクルーシブ教育】

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことです。そのために、障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

### か

#### 【介護職員初任者研修】

平成 25 年 4 月より「訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修（1 級～3 級）」及び「介護職員基礎研修」が「介護職員初任者研修」に一元化されました。訪問介護事業に従事しようとする人や在宅・施設を問わず、介護の業務に従事しようとする人が対象となります。

### こ

#### 【合理的な配慮】

障害者の権利に関する条約の条文にある言葉で、障害者が他の者と平等に暮らすための、必要で適当な調整や変更のことで、かつ、均衡を失したり、過度の負担を課さないものを指します。

### 【コミュニティ乗合交通】

幹線乗合交通のない集落地域から市街地への移動を確保、また、幹線乗合交通がある地域では、集落中心部や幹線乗継までの移動を確保するために運行する公共交通です。

田原市では、ぐるりんバスやいずみ号のコミュニティ乗合交通が運行しています。

渥美線と伊良湖本線・支線等（幹線乗合交通）を基軸とし、それを補う形でコミュニティ乗合交通（ぐるりんバス等）、有償パーソナル交通（タクシー等）、政策交通（スクールバス等）が順次運行し、更に企業送迎・助け合い活動がこれらを補うこととし、各役割に応じた改善により市民の移動を確保します。

## さ

### 【サービス等利用計画】

障害福祉サービスを利用する際に、障害福祉サービス等が本人のニーズに沿い、効果的に提供されるよう、相談支援専門員等が作成する計画です。

## し

### 【障害福祉サービス】

障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスについて使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指します。

### 【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っています。田原市においては、豊橋障害者就業・生活支援センターからの就労・生活支援により障害者の方の支援を行っています。

### 【障害者職業センター】

障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置されています。具体的には、障害のある人に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを個々の障害のある人の状況に応じて実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する助言その他の支援を実施します。

**【障害者自立支援協議会】**

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、田原市障害者自立支援協議会を設置しています。地域での生活に関わる多様な関係機関が集まり、情報共有、ネットワーク構築や必要な施策の検討を行っています。

**せ****【成年後見制度】**

家庭裁判所の手続きを通じて成年後見人や保佐人等が、精神上的障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

**【成年後見制度利用支援事業】**

成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難な方に対し、申立費用の助成や、後見人等への報酬支払の助成を行います。田原市においては、平成19年度から市独自で実施していましたが、平成24年度から、障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の必須事業となりました。

**そ****【相談支援事業】**

相談支援事業は、障害者総合支援法において、地域生活支援事業として位置づけられており、その内容は、①障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡相談を行う事業、②事業者等の連絡調整を行う事業となっています。

**ち****【地域生活支援事業】**

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具給付、意思疎通支援、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されています。これにより都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

**【地域包括支援センター】**

介護保険法に定められる地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関です。

田原市では、平成27年度から名称を「高齢者支援センター」とし各種相談に対応します。

### と

#### 【特別支援学校】

愛知県では、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を行う特別支援学校のほか、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校としてそれぞれ盲（もう）学校、聾（ろう）学校を設置しています。

#### 【特別支援教育連携協議会】

障害のある子どもやその保護者への相談・支援にかかわる医療、保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを築き、連携協力を円滑にするために設置されています。障害福祉分野の関係機関のほかに幼稚園、市内の高等学校等が委員として参加し、ライフステージを切れ目なく繋ぐ支援体制について検討しています。田原市では、障害者支援検討会と年2回合同で開催しています。

### に

#### 【日中活動の場】

昼のサービス（日中活動支援事業）を提供する、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、地域活動支援センターのことです。

### の

#### 【ノーマライゼーション】

住み慣れた地域社会において、障害がある人もない人も何の区別なく生活していくのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等に生活していくことが本来の望ましい姿であるとする考え方で、障害者施策の根本理念です。

### は

#### 【バリアフリー】

障害のある人々を取り巻く、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすことをいいます。

### ひ

#### 【ピアサポート】

障害のある人達や同じような課題に直面している人達が、当事者間でお互いに支え合う活動のことをいいます。



## ほ

## 【法定雇用率】

労働者を雇用する事業主は、民間企業、官公庁を問わず、身体障害者等に雇用の場を提供する社会連帯責任を有するということが、「障害者雇用促進法」によって定められています。

<民間企業>

一般の民間企業＝ 法定雇用率 2.0%

特殊法人等＝ 法定雇用率 2.3%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体＝ 法定雇用率 2.3

都道府県等の教育委員会＝ 法定雇用率 2.2%

## ゆ

## 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験等の違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念のことをいいます。

## ら

## 【ライフステージ】

一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のことをいいます。

## り

## 【療育等支援事業】

愛知県が実施する事業で、在宅で生活する障害のある児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行います。

## れ

## 【レスパイトサービス】

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障害児の介護から解放する事によって、日頃の心身の疲れを回復するための介護者余暇支援事業のことです。田原市では学校の長期休暇に日帰りで預かる日中レスパイトサービスと、週末に泊まりで預かる宿泊レスパイトサービスを実施しています。



**第 2 期 田 原 市 障 害 者 計 画**  
**( 第 4 期 田 原 市 障 害 福 祉 計 画 )**

平成 27 年 1 月

---

発 行 田 原 市

編 集 田 原 市 健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

電話 0531-23-3697

FAX 0531-23-3545

---